

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	高 田 薫
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書記	伊藤巧
書記	今木浩靖		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） どなたも、おはようございます。

きょうは一般質問でございます。会派の代表ということで、関係の方はよろしくお願ひしたいと思ひます。また、傍聴に早朝からおいでいただきました傍聴者、大変御苦労さまでございます。最後までよろしくお願ひを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、会派代表質問を始めます。

3番、改革の西岡一成君。

西岡一成君。

3番（西岡一成君） おはようございます。改革の西岡一成でございます。

傍聴者の皆様、朝早くから大変お疲れさまでございます。

1番バッターで質問するなんていうことは、頭に記憶はないような気もするんですけども、ちょっとまだ寝ているかもわかりませんが、頑張りたいと思ひます。

私は、5点到って質問をさせていただきます。

1点目は学校給食の無料化、または負担軽減について、2点目は瑞穂市補聴支援システムについて、3点目は名古屋紡績跡地へのパチンコ店の進出について、4点目は禁煙対策について、5点目はシルバー人材センターに対する監査結果についてであります。

以下、質問席にて順次質問をさせていただきたいと思ひます。

まず1点目でございます。

学校給食の無料化、または負担軽減について。

通告では、保育所、幼稚園、小学校、中学校の給食費の現状についてお尋ねをしておりますけれども、これにつきましては、事前に資料をいただいておりますので省略させていただきます。

次に、滞納についてであります。

経済的な理由によるもの、支払い能力があるのに支払わないもの等々、滞納額を含めたその実態、そしてそれへの対応策について御報告をさせていただきたいと思ひます。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

滞納額を含めたその実態ということですが、滞納額はおよそ600万円となっております。その実態は、本年度納付相談を実施した中では、経済的理由により分割納付をお願いするものや、児童手当からの引き落としを申し出るものもありました。ただ、そうした納付相談、それから再三にわたる未納のお知らせに全く応じない滞納者がいるのも実態でございます。

そこで、こうした納付相談、再三にわたる未納のお知らせに応じないものの中で、支払い能力があるのに全く応じない滞納者7名あります。これについては先月、2月1日に岐阜簡易裁判所へ支払い督促の申し立てを行いました。現在、7名のうち4名については、学校給食費とその訴訟費用全額を含めて納めていただいております。

また、先週の3月6日に、1名の債務者から支払い督促に対しまして異議申し立てがありましたので、民事訴訟法第395条の規定によりまして通常訴訟へ移行することとなりましたので、本議会の最終日に訴えの提起について追加上程をさせていただく予定をしておりますので、よろしく申し上げます。

残りの2名につきましては、今後の手続としまして、仮執行宣言付支払督促の申し立てを行いますが、最終的には強制執行ができればと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今の答弁の中で、支払い能力があるのに相談に応じない、その方に対しては簡易裁判所へ申し立てをした、こういうお話でございました。で、それから異議申し立てがあったということでもありますけれども、その具体的な内容については、どういうことでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） これにつきましては、詳細なところはまだちょっと確認しておりませんが、ただいま仕事がなく仕事を探している最中だということで、その金額を払うお金がないという内容のものです。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 異議申し立ての内容については、後日わかると思いますので。

それで、給食費を滞納した場合に、全国的にインターネットで見ていると、卒業式のアルバムを渡さないとか、そういうふうな措置をとられる自治体もあるようでもありますけれども、そういうペナルティーといいますか、そういうものは本市においてはどういう状況になっているんですか。

あるいは、滞納の方に対して給食はもう食べさせんと、こういうふうな話というか、対応というか、そういうことについては現状はどういうふうになっているんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 過去からずうっとこの滞納問題については、教育委員会でも給食センターの運営委員会等でも問題にして、繰り返し取り組みを行ってきたんですけれども、先ほど次長が述べましたように、今回、簡易裁判所に支払い督促の申し立てをするという新しいアクションを起こしたというところでございます。

今質問をいただきました、滞納者に対して卒業式においてアルバムを渡さないとか、そういったことがあるのかということでございますけれども、これは修学旅行とアルバムというものは学習費とは別に積み立てをして準備するものでございますが、その学習費の滞納というか積み立ての滞納といった問題も、1年から分割して積み立ててもらう内容なんですけど、アルバム代を支払いただけない、そういった事例もございます。

そういった場合については、保護者の方にお支払いをいただけない場合にはアルバムを渡すことができませんということを繰り返し注意を促して、本人の思い出になるものではございませんけれども、これはお支払いをいただいて、それについて業者から販売をするというような形でございますので、みんなで薄めて用意をするという性質のものではないと思っております。だから、このアルバムについては、こちらとしては準備をすることで動いておるんですが、最終的にその積立金を、ずうっと滞納してきたものを、アルバムという1万数千円するわけなんですけれども、そのお金をもう払えないということもござまして、そのアルバムを渡さなかったと、渡せなかったと、こういった事例がございます。

また、先回の穂積北中学校の卒業式で西岡議員も見ていただけましたように、業者がしきりに卒業式の写真を撮っておりましたね。あれは穂積北中学校の一つのスタイルとして、卒業式の写真もアルバムに入れるということで、あそこで写真を撮ったものがその後アルバムに載り、そして夏休みころに子供たちにお渡しをするというような形で、大変子供たちの記念になるものですから、積み立てをいただいて、そしてお渡しをすると。

他市町においてもこのアルバムについては、極端な例でございましてけれども、学校が扱うんじゃなくて写真業者が直接販売をすると。業者と個人との関係でこのアルバムをお渡しすると、そういったことで学校がその滞納問題で苦しむという形を、業者と家族との1対1の対応で支払いをされて受け取ると、そういうようなことも起きている動きがあります。

また、給食を食べさせないということについては、やはりこれ子供たちが一緒に学校給食を通じて子供たちの人間関係とか食についていろいろ考えるというような意味で大変重要な内容だと思っておりますので、給食費が滞納だからといって子供に責任があるとは考えなく、一緒に食べていただくようお願いをしております。

ただ、給食費が依然として滞納であるというのは親さんの責任ということで、親さんにはこの現状を何とか解決していただきたいということで、再三お願いをしているというところにと

どまっております。給食を食べさせないということではございません。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 何かあつという間に時間がたっちゃいますんで、早く進めないといけません。

要するに、今教育長がおっしゃられましたように子供に責任はない。やっぱり小さい子供が、親が給食費を払えないということで、そのことを頭に描きながら給食を食べても本当においしくないし、恐らく大きくなる過程で心に一生傷を持って大きくなると思うんですね。それは非常に悲しいことであります。

ですから、そういう意味でアルバムとかの話は一つの例として申し上げたわけでありまして、本市においては、親の責任であって子供に責任はないから、給食を食べさせないとか、そういうふうなペナルティーを科さないということで、ひとつよろしく対応していただきたいと思えます。

今のことに関連いたしますけれども、そもそも給食の今日的な位置づけ及び役割ですね。今、教育長の答弁の中にあつた食育との絡みがありますので、もう少し答弁をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 学校給食の今日的な位置づけまたは役割についてでありますけれども、学校給食は学校給食法にも規定されていますように、小・中学校における教育の目的を実現するための一つの方途であり、次のことを目指して実施しております。

1つ目は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることです。2つ目は、日常生活における食事について、正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断を養うとともに、望ましい食習慣を養うことです。3つ目は、学校生活を豊かにして、明るい社交性及び協同の精神を養うことです。さらに、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深めて、生命や自然を尊重する精神や、環境保全に寄与する態度を養うことや、多くの人々のさまざまな活動に支えられていることから勤労を重んずる態度を養うこと、伝統的な食文化についての理解を深めること、食料の生産や流通、消費について正しい理解に導くことも学校の役割だと考えています。

家庭での食生活が多様化している今日的な社会の中で、学校給食が食育の大切な部分を担う役割を果たすべきだと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 次に、給食費の無料化について御質問を申し上げます。

確かに学校給食法は経費の負担について、第6条で次のように規定しております。

第6条、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育小学校の設置者の負担とする。2項、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第22条第1項に規定する保護者の負担とする。

以上のとおりでありますけれども、平成22年4月2日、自民党の木村太郎議員が学校給食費の徴収状況に関する質問主意書を提出いたしております。

質問は、未納問題と3点にわたっておりますけれども、1番目の質問が無料化に関するものである。1.学校給食費の未納問題に対する自治体の対応はさまざまであり、少子化対策、人口減少防止対策として給食費を無料化する自治体が出てきているが、政府の見解いかん。

この質問に対しまして、平成22年4月13日、政府の答弁書が送付されております。次のとおりであります。

1について、文部科学省としては、一部の地方公共団体において学校給食を無償としていることは承知しており、このような取り組みは児童・生徒の保護者の経済的な負担の軽減を図るために行われているものと認識しているが、学校給食を無償とするか否かについては、地域の実情等に応じて、各学校の設置者が判断すべきものと考えている。

つまり、各学校の設置者が判断すべきものということは、自治体にやる気があればやれるということだと思っておりますけれども、執行部の見解をお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、それを申し上げる前に、現在給食に係る費用について述べさせていただきます。

その費用はおよそ5億円となっております。そのうち、給食に係る食材の費用ですが、受益者負担の考えのもと、保護者の負担として2億8,000万円を負担していただいております。そのほか調理員の人件費や給食センターの施設運営費は一般会計で予算計上しております、およそ2億円となっております。

そうした給食に係る費用を考えますと、今後の当市の年々低くなっている財政力指数、80%台を推移している経常収支比率を考えますと、市民の税金として毎年給食事業に5億円の負担をかけることは難しいと考えますし、やはり受益者負担の考え方からも、食材だけでも保護者負担していただきたいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） そもそも憲法第26条第2項は、義務教育は無償、このように定めております。教育の一環として行われる学校給食も、したがって無料であるべきだと私は考えており

ます。

また、食育基本法の前文には、「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づける」とあり、また食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子供たちに対する食育は心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を養い、豊かな人間性を育てていく基礎、このように食育の重要性がうたわれております。あらゆるものの基礎が食育である、こういうことですね。そのことを学校給食との関係で考えていく、単なる目先の経済的な問題だけで考えない、こういうことではないかというふうに思います。

さらに申し上げれば、市場競争至上主義があたかも正義であるかのようにばっこする中で、平成24年10月から12月の総務省統計局の労働力調査によれば、完全失業者は263万人、非正規労働者は1,843万人となっております。また、年収200万円以下のワーキングプアは1,100万人に上り、貧困の拡大と少子化が車の両輪のごとく連鎖し、深刻な社会状況が現出しております。

こうした社会状況を踏まえるならば、子育て世代にとって給食費の負担は大きいのではないのでしょうか。現行は、幼稚園が月額3,600円、小学生が3,900円、中学生が4,600円となっておりますが、例えば小学生1人、中学生2人いると、毎月1万3,100円必要であります。給食費の無料化や軽減は、子育て世代の経済的負担を軽減する意味でも大きな役割を果たすのではないのでしょうか。

全国的にも学校給食費の無料化は広がっております。時間がありませんので省略をいたしますけれども、岐阜県ではこの春、岐南町において給食費の無料化が実現をすると聞いております。

本市の場合は、保育料については一定の要件に従って2分の1減額、無料化が実施されております。瑞穂市保育の実施に関する条例施行規則、別表第1（第6条関係）、備考第4項は次のとおりであります。

「同一世帯において、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合の保育料は、この表を適用する児童がその世帯における小学校就学前児童の兄弟姉妹の年齢の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金額、2人目の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、3人目以降の場合は無料とする」。

このように、保育料の軽減及び無料の場合は、小学校就学前児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合との前提となっておりますけれども、給食費の場合は保育料と同じ前提ということにはならないと思うわけでありまして、いずれにいたしましても、子育てしやすいまちづくりは堀市長の大事な基本政策の一つだというふうに思っております。



最後に、市長の見解を求めます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま西岡議員のほうから、学校給食の無料化につきまして御質問をいただいております。

私は今一番日本の大きな課題は、高齢化は間違いないわけございまして、この少子化ですね。少子化が、人口が減っていくという一番大きな課題でございます。これに対応するには、やはり本当にこの少子化対策として、国が義務教育まで本来全て無料化にするというのは国がやるべきだと思います。

フランスが出生率が1.61になりましたときに、全て義務教育の間は、教育費を初めもちろんこういった医療費から学校の関係、全て無料化をしました。それで2.ゼロ幾つまで戻したことは御案内のとおりでございます。

そういう中におきまして、私ども瑞穂市におきましては、医療費はそれぞれの家計で予測できないことでございます。家計に初めから組んでございませぬ。そういうあれでございますので、私は乳幼児医療費の無料化、就任と同時にマニフェストに掲げまして、岐阜県の市で1番に取り組まさせていただきます。今ようやく全県下がほとんど取り組もうといたしております。

そういう中におきまして、学校給食、ぼちぼちそういったことが出ておりますが、実は医療費で当初、約1億2,000万を見ておりましたが、今大体1億6,000万ぐらい中学までの医療費の関係ができております。これ以上となりますと、市の財政にも大きくこたえます。

そういう関係もございまして、医療費は当然見てまいります、学校給食費、私の任期あと2年何カ月でございますが、この間はその予定はいたしておりませぬ。はっきりとお答えをさせていただきます。学校給食費は予定をしておりませぬ。そのことをはっきり申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 一部負担だけでも考えていただいて、今年度より、この春ですね。全国でも4つぐらいの自治体が無料化あるいは一部負担という方向になっているようであります。時間がありませんので、この件については終わります。

次に、瑞穂市補聴支援システムについてであります。

瑞穂市補聴支援システム貸出し要綱では、貸し出しの対象は団体に限定され、しかも原則として、使用する日の7日前までに使用許可申請を出さなければならないこととなっております。しかし、これでは団体に入っておられない方は使用できません。また、団体に入っておられる方であっても、事前に申請していなければ、その日に現場で借りることはできません。

そこで御提案をさせていただきますが、要綱を改正し個人にも貸し出せるようにすること、そして事前の申請がない場合でも、補聴設備が残っているのであれば、当日現場でも貸し出すようにされてはいかがでしょうか。

それから、赤外線による補聴システムのほか、磁気ループ等もあるようですので、難聴者が健常者と同様に社会参加ができるよう、それぞれのメリット・デメリットを比較検討しながら、さらなる補聴支援システムの他の施設への拡充を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、西岡議員の御質問にお答えします。

先ほどですが、この要綱ですね。システムの貸出し要綱でございますけれども、確かに公共施設またはそれに準ずる施設で条件がつけてあります。この要綱は24年1月4日から施行されておりまして、主に総合センターの中のサンシャインホールで使用されております。老人クラブの総会や、人権啓発講演会、ボランティア連絡会の公開の講演会などで使用されておりますけれども、要綱の第5条の規定によりまして、7日までは原則でありますので、第2条の対象者に該当する者はできるだけ早々に、急な申請でも対応しております。つまり、当日でも音響担当者等調整しながら対応させていただいておるのが現状でございます。

しかし、市もまだまだPR不足でございますので、団体からも使用の申請も少ないです。やはり再度、早々に教育委員会とか老人クラブ連合会、自治会とか社会福祉協議会などはあの施設等使われる、補聴支援システムについては再度周知をさせていただきまして、また市民の方にもホームページなどでも、こういうものが市には備えてあるということをお話しさせていただきたいと、周知をさせていただきたいと思っております。

急な申請については、その施設の音響等の方と調整をする必要がございますけれども、できるだけ速やかな対応をさせていただくように思っております。

それから、個人からの使用の要望は、きょう議員の御質問にございましたけれど、今のところはそういった要望はございませんけれども、個人の使用についても管理等をどうしていくかということも一回検討させていただきますので、よろしく申し上げます。

それからもう1つ、瑞穂市の補聴支援システムは赤外線のものですが、このシステムを導入するに当たりましては、議員も一緒に検討させていただきましたけれども、当時はこういうものを備えるということで、すぐ導入するためにはどんなものがあるかということでいろいろほかの施設も見させていただいた中で、施設整備もせず市内の公民館とかコミュニティセンターなどに持って行ってセットするだけで容易に使用できるものから始めてみようということになりましたので、つまり瑞穂市の今やっていますシステムの貸し出しのことでございます。

今後は、施設を改修することがある場合は、またこういう磁気ループなどについても敷設するなどの施設整備にも検討していかなきゃいけないことだと思っておりますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 今後、磁気ループ等を含めて検討いただきたいと思います。

私も、当日行って、当日申し込んで断られましたので、その経験をもとに申し上げた次第であります。ぜひ、難聴者が健常者と同様に社会参加できるような環境を、半歩でも前に進めていただければありがたいと思います。

次に、名古屋紡績跡地へのパチンコ店の進出についてであります。

26日の全協での執行部の説明によりますと、名古屋紡績跡地への進出企業は、スーパー、家電、カーマということでしたが、いただいた図面では、ほかに家電やスーパーに匹敵する店舗が描かれております。ちまたでは、以前よりパチンコ店が進出するとのうわさが流れております。

そこでお聞きいたしますが、そのうわさの真偽について、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 西岡議員の御質問にお答えいたします。

3月2日に、隣接する自治会への説明会が開かれまして、パチンコ店の出店についての質問があり、現在、パチンコ店がテナントとして入る可能性はあるが確定ではないとの回答でございました。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 可能性はあるが確定ではないという答弁でありますけれども、可能性はあるということでございます。

住民の側からいたしますと、パチンコ店をどう位置づけるかということが問題でありますけれども、結論だけ申し上げておきますと、やはりパチンコというのは非常に射幸心をあおるし、ギャンブル性が高いと思うんですね。

私もこの質問をするために、自分で実験しておかなきゃいけないから行ってきました。別府のコミプラの隣にあるパチンコ屋、それと北方にあるパチンコ屋。とにかく入ってびっくりしました。戦場みたいにやかましいです。難聴者の私が言うんですよ、難聴者の私が言う。中で職員と話をしても、耳をどんだけ近づけても聞こえない、物すごい音。で、ぴかぴか、ぴかぴか、あんなものは本当に目を潰すぞ、目を潰すぞといって光を発せられておるようなものやったですね。

そういう中でびっくりしたのが、部長も1円パチンコの話もありましたから、1円パチンコもやりました。あと1玉4円のやつもやりました。もった時間が1玉4円のやつも500円で2分、1,000円で4分、7分、8分やったら2,000円ばあ、むちゃくちゃです。私は余り経験ないから、そういつて余計びっくりしたということで新鮮ですけども、奥さん方も多かったですよ。おじいさん、おばあさんも多かったです。30代の成年も多かったです、すごく多かったです。そんなことを、旦那が帰ってくる間にちょっとなんて思っても、ちょっとの間にあっという間に5,000円、1万円やられちゃう。

だから、その結果起こるのが借金とか、取り戻そうということでさらに外で待っている兄ちゃんに、サラ金に金を借りて270万も借金してしまう、こういうことがある。主婦の、特に40代ぐらいの主婦がパチンコにはまる率というのがすごく高いらしいんですね。いわゆるパチンコ依存症ですね。そのことによって離婚とか、家庭崩壊の危機になる。

それは、全然知らなかったんですけども、NHKの「あさイチ」でもやってみたいですね。全国で女性で75万人の依存症の患者がいる、患者だということですね。だから、それぐらい今社会的に大変な問題になっております。子供たちの教育上の問題ばかりか、今のような問題もあります。

ですから、その点について事業者に対して、パチンコ店はやはり教育上好ましくない、地域の平和を乱すことにつながりかねない、決して大衆の娯楽とだけは言い切れない、そういうことを言っていただきたいんですけど、どうですか。

議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 今、西岡議員が言われることは重々わかりますが、現在、市内にパチンコ店は今議員が言われたとおり北方多度線沿いに2件、国道21号線沿いに2件が市内にあり、またそのエリアは準工業地域、商業地域、工業地域内で遊戯場として営業している現実と、また名古屋紡績の跡地の開発に伴う諸手続が今後提出される予定であります。パチンコ店の出店に関しましては、風俗営業法、都市計画法、建築基準法、県の青少年健全育成条例等の各法がございますが、その各法自体にパチンコ店の名紡のところへ進出するというのは抵触せず、許可基準を満たしている限り、市として要望しても効果は薄いと考えます。

ただ住民等の要望等があったときには、申し伝えたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 住民が要望しようがしなかるうが、基本的にパチンコ店が住宅地に進出する、そのことについて行政としてどう考えるか、このことが大事だと思います。

許可基準を得ているから言うことはない、そういう問題じゃないと思います。企業自身も地域、社会の中で要するに生きていく、そういう組織であります。ですから、はっきりと物は言

っていただかなければいけないと思います。いろんな県では、例えば北海道や新潟県、島根県では、CMの影響で射幸心をあおることや多重債務を招くおそれがあるとして、テレビCMの自主規制を行うことを決めている。これは自治体の主体的な診断でやることであります。そういう観点がないと、業者任せ、住民から何も言ってこなければ言わなくてもいい、それじゃあ公的責任を果たせません。それだけ言っておきます。

それで、次のたばこの問題です。

議長に申し上げます。ちょっと資料を配付していただきます。よろしいでしょうか。

議長（藤橋礼治君） はい、よろしゅうございます。

〔資料配付〕

3番（西岡一成君） 大変失礼いたしました。これだけは渡して帰らなきゃいけないと思って、ゆうべ一晩懸命つくってまいりました。

今までにも御紹介をしたわけですが、これを見てください、これですね。

こちらが健常者のきれいな肺です。こっち見てください、真っ黒けで肺の機能を果たさない状態になっております。この喫煙者の肺、見られたとおりです。ヘビースモーカーの方もおられますけれども、1日に10本のたばこを吸えば1年間でコーヒーカップ1杯分、約150ミリリットルのタールが肺にたまる、その結果なんですね。その結果がこういう状態になってしまったんです。それで肺気腫になって、酸素ポンベを持って歩かないとなかなか体がもたないような状況に順番になっていくんです。この絵をぜひ自分の、たばこを吸っておられる方は特に刻んでいただきたい。

これも既に今まで言ったんですけれども、これも前に言っています。たばこを吸うと血管が縮みます。それで喫煙前と1分後で、いわゆる熱のあった手が真っ青になっています。1分後ですよ、1分後に血液の循環がこういう状態になる。さらに問題は受動喫煙の方、受動喫煙でその周りにいる者も大変な被害を受けるんですね。これも受動喫煙の例でありますけれども、1分後には相当血液の循環が悪くなっております。これぐらいたばこの主流煙あるいは副流煙は体に影響を及ぼす。循環器だけではありません、いろんな体全体に及ぼします。

それはもう時間がありませんので、資料を見てください。この資料に、じっくりうちに帰って読んでいただければ、現在、全世界で年間500万人、我が国でも11万人以上が喫煙関連の病気で死亡をしております。こういうことがいろいろ書かれております。

がんになるリスクも、男性では非喫煙者に比べて4.5倍、女性では2.3倍、あるいは喉頭がんに至っては32.5倍、そういうことがもう医学的に立証されているにもかかわらず、たばこを吸い続けるということは自分の命を毎日毎日切り刻んでいるということなんです。苦しむのは結局自分なんです。そして悲しむのは家族です。そのことをぜひお互いに確認し合わなければならないというふうに思っております。

それから、先ほど資料としてお渡ししましたたばこによる社会的損害、これについてもお目通しをいただきたいと思います。よくたばこを吸われる方は、たばこが国や自治体にとっての税収になる、こういうふうに言われますけど、確かに税収になります。しかしながら、出ていくお金のほうが大きいんです。喫煙者の医療費、間接喫煙者の医療費、逸失される労働力の損失、火災による損失、これ合計しますと7兆3,246億円、そして税収が2兆2,797億円ありますので、差し引きしますと社会的な損失は4兆1,449億円、これだけ損失になります。

ですから、たばこ税云々なんて言うときじゃないです。たばこを吸えば吸うほど、社会的な経済的損失がふえてくるということですね。だから、細かいことはいろいろ今お渡しをした資料にありますので、ぜひお読みいただきたいと思います。

それで執行部、こういうことをもう5回か6回続けておるんですけども、具体的に禁煙の方策ですね。それは具体的にどこまで進んでいますか、一言。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 一言というと、なかなか難しい問題でございますので、今岐阜県では「第2次ヘルスプランぎふ21」、これ平成25年から29年までのものでございますけど、この3月に策定される予定でございますけれども、その重要課題として未成年者、妊婦の喫煙・受動喫煙をなくすということと、喫煙者への禁煙支援を実施するということを取込み課題に取込まれるということでございます。

市としても、県は市との取り組みとしまして、たばこを吸っている人への禁煙支援、それから未成年者、妊婦の喫煙や受動喫煙の防止対策、また環境設備としましては受動喫煙の防止対策を掲げられているところでございますけれども、瑞穂市の喫煙の現状としましては、岐阜県の平成22年度喫煙している割合は、男性が32.2%、女性8.4%で、瑞穂市では22年度の特保の健診によるものでございますけれども、割合は男性で24.2%、女性5.2%でございました。

このような中、瑞穂市の第2次健康増進計画の中での取り組みとしましては、まず第1としまして、1つ目に禁煙者を増加させる、2つ目に妊婦や子供の近くではたばこを吸わない人を増加させるということで取り組んでおります。

取り組んでおる中で、今年度の取り組みとしましては、昨年5月31日から6月6日までの禁煙週間の普及啓発としまして、穂積庁舎の2階と巣南保健センターでございますけれども、禁煙週間の普及啓発ポスターの掲示と、1年間たばこを吸ったときのタール量ですね、模型の掲示をしております。見ていただいたら、先ほど議員が配られたような状況の中の模型でございます。それからまた6月広報に禁煙週間の記事を啓発しました。

それから3番目としまして、妊婦健診の喫煙の予防としまして、母子手帳の交付時や出生児に妊婦さん自身や家族の喫煙状況の聞き取りをしております、受動喫煙が胎児に与える影響をお伝えしております。

今年度は、2月末現在で631件の母子手帳を交付しておりますけれども、そのうち喫煙習慣のある妊婦さんは10名お見えになりました。家庭内で喫煙している妊婦は164名でございましたけれど、これらの妊婦には禁煙指導や禁煙教室への参加を勧奨しております。また、妊婦教室、ここれ「パパママくらぶ」といいますけれども、その講座でイクメン禁煙教室を取り組み、禁煙サポートの機会として参加を呼びかけました。

それから、市内の禁煙外来もお知らせをしております。30歳代健診結果説明会では禁煙指導、特定保健指導で禁煙教室についての勧奨をしております。それから成人式の出席者に配布して、こういう意識づけですね、パンフレットを配布しております。また、25年度に予定しております肺検診について、禁煙教室を実施していくつもりでございます。

学校でも、中学校では喫煙と健康などのテーマで各学年毎年1年1回、1時間程度ですけれども、ビデオを見たり講師を招いたりして取り組んでいらっしゃいます。小学校でも6年生を対象に、病気の予防をテーマに生活習慣病とか、その中にたばこも入っております、そういった中で取り組みもしていらっしゃいます。

今いろいろな取り組みをしておりますけれども、この取り組みは10年計画のものでございますけれども、その評価として毎年その進捗状況や把握を検証するために、健康推進計画策定作業部会というのもございますので、その中で目標の進捗状況とか達成度の評価を行うことを掲げておりますので、それについて実施していきたいと考えております。

また中間評価として、平成28年度に実施しますが、必要に応じて、先ほど県もこういったプランを立てておりますので、計画の見直しなんかも出てくるかと思っておりますけれども、とにかく喫煙している割合だけでなく喫煙が健康に与える影響について理解している人を増加させることも重要であると考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 昨年2月、政府において、がん対策推進基本計画（素案）が示され、喫煙率については平成34年度までに喫煙希望者が喫煙することにより成人喫煙率を12.2%とすることと、未成年者の喫煙をなくすことを目標とする。さらに受動喫煙については、行政機関及び医療機関は平成34年度までに受動喫煙の機会を有する者の割合をゼロ%、職場については事業者が全面禁煙または喫煙室を設けそれ以外を禁煙のいずれかの措置を講じることにより平成32年度までに受動喫煙のない職場を実現することを目標とする。また、家庭、飲食店については、喫煙率の低下を前提に、受動喫煙の機会を有する者の割合を半減することにより、平成34年度までに家庭は3%、飲食店は15%とすることを目標とする、こういうふうにあります。

何回も言っておりますけれども、やはり禁煙に向けた数値目標を市としてきちっと確立する。そしてそれを定期的にチェックしていく、こういうことがないと、一般論では禁煙に向けた方

向性がなかなか進まないと思うんですね。そういうことをやってはいかがですか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほど申し上げましたけれど、これは毎年その進捗状況を把握して検証することが計画に掲げられておりますので、それについて検証をしていきたいと考えております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） シルバーの一番最後にとっておいて、十分資料を持ってきたんですけども、残り 6 分になってしまいましたので多くを語ることはできません。

ただシルバーについては、誰が代表理事であろうが、やはり基本的に抱えている問題点というのは恒常的に存在するというふうに思っております。

ただ新聞で、中日新聞が 3 月 5 日、6 日、それから岐阜新聞が 3 月 6 日に出しまして、やはり相当市民の間では誤解が広がっております。例えば中日新聞の記事によりますと「ほぼ半額の 1,600 万円がセンターの事実上の利益になっていた。高齢者の就業を支える非営利団体だが、実際に作業に当たったお年寄りらの人件費など経費は残りの半額で済まされていた」と、こういうふうに書きますと、よっぽどシルバーが、役員だけとっちゃって、一般の会員さんにはそういうことがなされていないかのような印象で受けとめますよね。いずれも入札のない随意契約で発注されたとなると、読む者によっては、じゃあ随意契約は悪いんですか、シルバー人材センターに対してということですよ。

11 月時点で 1,000 万円の黒字となっていた。11 月時点ですけども、監査報告書を見ましても、だから返せということですけども、普通の常識から考えると、我々でもそうですよ。今年度末で、国からの交付金なんかの精算で余ったものは返す、あるいは足らんものはもらう、こういう形で精算をするわけですけども、少なくとも年度末で精算ができてからその態度を表明するということが筋だと思わなければならないんですけども、ややもすると、事情を知らない人からすると非常に誤解を生ずることになります。

シルバーの会員さんについても、1,060 円と 800 円ですよ。じゃあこれが安いというならば、それは一つの主張であります、安いんだと。800 円、私はガードマンで 750 円で働きましたけれども、800 円というものが 1,000 円に比べて安いです。800 円より 1,000 円にしたほうがいいとは思わぬ。けれども現状として、社会通念的に 800 円や 1,060 円がどうなのかということを踏まえて、そしていわゆるその利益が出ることはいけないのか、利益の中からシルバーの行動費等に使ったとしても何が悪いんやということですよ。

あといろいろ調べてきたんですけども、中日新聞なんかは費用弁償も報酬ってありますよね。けども我々の今まで長いことやってきた経験からすると、費用弁償は報酬じゃないですよ。



ね。費用弁償と報酬とは違います。だからみそもくそも一緒にやられちゃうと、住民の皆さんに大変な誤解が生ずる。

うちのシルバーの定款は「報酬等」と書いているんですね、総会決議に。じゃあ報酬等って何ですかと言うことになるんですよ。「等」って何ですかと。聞くところによると、筆頭理事が提案をして、代表理事の行動費なんかについても、全会一致で確認したということらしいですけれども、そのときにもやはり行動費は報酬じゃないからという意見があったらしいですが、それも一つの論点ですよ。論点として、よその定款も調べてみると、報酬等及び費用、こういうやつがあるんですね。

そうなってくると、報酬等と費用とは全く別のものであります。こういうことをわざわざ規定されておりますんで、だからそういうことも調査をして研究して、これからシルバーの皆さんも自分たちで研修をする機会をつくらなきゃいけないと思うんですね。監事も理事も、それから事務局長を含めた職員も、県シルバーやその他の先進シルバー、あるいは講師を招いて研修する、こういうことがない限り、誰が代表理事であろうが、先ほど申し上げたようになかなか変わっていかない。その実態を育てる方向で考えていかないといけない。余ったからもう返せというような、結論だけを押しつけてもシルバーが自立ある組織として発展することはないと思うんですね。いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 時間もありませんので、結論だけお話しさせていただきますと、今回の監査請求に基づいた結果については、まことに遺憾であり、残念な結果だと感じておりますが、まさに今西岡議員おっしゃられたように、現時点では監査結果を受けたばかりでございます、どのようにしてどうしていくか、今後早急に詰めて判断していきますが、基本的にはシルバーの回答に基づきまして、12月議会の広瀬武雄議員にもお答えをしております、これは私ども信義則に基づく回答をいただいた結果、お話をしたというふうに感じておるわけでございますが、そういった中で、今後精査をしまして議会のほうにも明らかにできるような形で調査をしてまいりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 以上で、改革の西岡一成君の質問は終わりました。

続きまして、みづほ会、堀武君の発言を許します。

1番 堀武君。

1番（堀 武君） おはようございます。

みづほ会、堀武。議長のお許しを得ましたので、次の4点を行政に質問させていただきます。

1．受動喫煙による健康被害について、2．市民センターの管理はどのようになっているか、3．災害発生時及びその後の復旧に対して地元関係業者との協定は、4．社会福祉協議会と市当局のかかわりについて、以上4点を質問席にて質問させていただきます。

まず受動喫煙の健康被害についてですけど、さきに西岡議員が大分喫煙に対する健康上の被害については述べられておりますので、その点割愛しながらいきたいと思っております。

第1に、私は受動喫煙による健康被害に対して、どのように認識し、市民の皆さんに啓蒙活動をしているか。この点については、さっき西岡議員に答弁されたものですから、部長、答弁するあれがあればしていただきたいと思います。同じ形でも、要点だけちょっと言っていたければ結構だと思いますけど。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほど西岡議員の禁煙の対策についていろいろ答弁させていただきましたけれども、その中でやはり私たちは保健事業等を含めて、とにかく先ほど述べましたように母子手帳を交付しているときに妊婦さんや家族の喫煙状況を聞き取っております。

その中で、受動喫煙が胎児に与える影響をお知らせしておりますけれど、先ほど述べましたように、妊婦さんの中にも家庭内で喫煙している人がかなりお見えでございます。その中で、やはりこの辺についても禁煙指導とか禁煙教室への参加を呼びかけていきたいと思っておりますし、また特定保健指導や禁煙教室において、市民の皆様へのたばこの害について保健指導を取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） 特に子供さんというか、妊婦さんに対しての受動喫煙、特に胎児に対して非常に影響があると。低出生体重、早・流産、周期性死亡などの危険が多くなると同時に、生後の発育発達のおくれ、乳幼児突然死症候群の危険性が高まるというように書かれております。

そのように本人の喫煙に関しては西岡議員がその危険性を多大に述べられておりますけれども、私はそれよりも受動喫煙という本人が望まないのに被害を受けるというこの現状というのが一番問題点であると思っております。

そのような観点から、教育の現場で教育長にお伺いしたいのは、教育長の立場としてどのような形にしていくのか、また教職員に対してどのようにしていくかとか、というのはなぜかといいますと、小学生でたばこを吸う人はいないでしょうと思っておりますけれど、中学生に対してのたばこの吸わないというというか、その被害というのに基本的指導をされているのならば、やはり教職員がどのような立場で児童に接しているのか。これも異常なことだと思いますから、その辺をあわせてどのように認識されているか、ちょっと御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 受動喫煙による健康被害ということで、教育委員会としての認識でございますが、受動喫煙による健康被害は主流煙、副流煙の2種類を吸い込むことになりまして、

副流煙は主流煙よりも一酸化炭素やニコチン、タールが多く含まれており危険だと認識しております。副流煙は主流煙に比べて一酸化炭素は4.7倍、ニコチンは2.8倍、タールは3.4倍含まれているというデータもあります。当然、受動喫煙によって健康にも被害が出ると認識しております。

先ほどの西岡議員の質問の中で、福祉部長が学校での取り組みについても紹介していただきましたが、小学校では6年生の保健の授業において、校医さんに来ていただいて喫煙や飲酒の危険性について指導をしていただいております。また、中学校においても、受動喫煙に限らず喫煙による健康被害について、保健体育の時間に指導しております。その内容については、喫煙したときにあらわれる症状、がん発症のおそれなど、たばこが及ぼす悪影響について学びます。特に、未成年者の喫煙が健康にいかにかを及ぼすかも指導しております。

また、がん研究振興財団から毎年、たばこの害についてまとめられたそういう冊子が中学校2年生向けに配布されており、これらも活用しております。

教職員に対しましては、健康増進法第25条に定められた施設として、瑞穂市の学校では敷地内禁煙ということを実施しております。児童・生徒の近くで喫煙することによる受動喫煙を防ぐことは十分認識を教職員もしております。児童・生徒の前で喫煙することはないように指導しております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） 学校教育現場における教職員の喫煙に関しては、やはり生徒に与える影響、また指導上に教職員の方が敷地内でたばこを吸いながら指導をするという矛盾点はないというお話なものですから、安心しております。

次に、これも簡単でよろしいんですけど、健康増進法、受動喫煙の防止をうたうが、平成14年7月26日、法案が参議院にて可決成立し、15年5月より施行予定とのことですが、当市瑞穂市ではどのように生かされているのか、簡単に結構ですから、ダブる点があると思うんですが御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） この点ですが、23年度に策定しました第2次健康増進計画「健康みずほ21」、これは平成24年から平成33年度までの事業計画でございますけれども、先ほど述べましたように、ポスターを張るとか、それから保健事業等、それから成人式などの啓発等で事業を進めております。

先ほど述べましたように、やはり事業を進めるだけではなくて、定期的な毎年そういった見直しもしていく必要があると考えておりますので、よろしく願います。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） なぜかといいますと、これは受動喫煙による健康被害が認められた事例ということで、判決が出ております。平成16年7月12日、東京地方裁判所平成11年（ワ）第133205号という形で、主文「被告は原告に対して金5万円を支払え」と、その他いろいろ書いてありますけれども、このように管理者としてその責任を追及され、金額的には少ないんですけども現実的にこれは裁判で負けているわけです。

だからその辺のことを含めて、やはり受動喫煙による健康被害は本人が吸って健康を害するに関しては、人によればたばこを吸っても長生きできるとかいろいろ言いわけをされますけれども、受動喫煙による被害ということは受けるほうに関しては非常にとめることのできないことなものですから、ぜひその辺のことの認識を持っていただきたい。裁判にかかって、このように負けている事例もありますし、裁判でそれがなじまないという形でやられておる判例もお聞きしていますけれども、やはりその辺のことを含めまして、受動喫煙、好むと好まざるとにかかわらず、たばこの被害を他人から受けるということのない形というのをぜひとっていただきたいと、そのようなことで、公共の建物ではいつ禁煙の措置をされましたか。また徹底されているのか、この辺のことについて御答弁をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

市では、平成22年7月より公共施設の禁煙についてということで、子供たちが多く利用する施設は敷地内禁煙、多くの来場者が利用される施設は分煙、それ以外は建物内禁煙ということで、ホームページ、広報紙、また建物内の周知ポスターで御協力をお願いしている次第でございます。

敷地内禁煙につきましては、保育所、幼稚園、小・中学校、放課後児童クラブ、都市公園、児童遊園、ふれあい広場等がございます。分煙につきましては、総合センター、市民センター、巢南公民館でございます。それ以外の建物につきましては、建物内禁煙ということで指導させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） 再度ちょっと質問したいと思います。

禁煙に関しては、議員含めて、職員含めて徹底してその周知はされておりますか、ちょっと御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それぞれ建物につきましては、建物の管理者ということでそれぞれポスター等で周知をしていると思っておりますし、そのようにお願いをしております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 特に議員というのは、バッジをつけて議会に出ておれば公人としての当然の義務を負っておることと思います。

そのような立場から、議員における会派室も禁煙であると思いますけど、その辺のことも周知徹底、行政側としてはされていますか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 議員さんにおける会派室ということでございますけれども、現在も灰皿の撤去、そして禁煙関係のポスター、張り紙ですね。張ってございますので、よろしく御協力をいただきたいと思います。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 私がこれから言うことは、個人を攻撃するというつもりはさらさらありません。というのは、指導的立場にある議員が、ある程度の約束事がある意味で破るということですか、そのようなことで職員とか皆さんに対してどのようなことが考えていただきたい。

というのは、平成24年12月27日、1時15分ごろ、禁煙場所である会派室において、紙コップを灰皿がわりにたばこを吸う小川議運委員長が西岡議員に確認された。まさに手本であるべき議長を3年も経験され現在も指導的立場にある議運の委員長が違反することに、嚴重に管理者として注意された。その辺のことはどう思われますか、御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 議員の皆様方の管理ということになりますと、議会事務局のほうにお願いをしておる次第でございますけれども、できる限りというか御協力いただくしかないと思っております。

議長（藤橋礼治君） 堀武君に私のほうから申し上げますが、今の質問は受動喫煙のこの関係の質問でございますので、個人的な問題じゃなしに、全体的な問題で質問のほうをお願いしたいと思います。特に個人名は上げないで、以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 私は、この議員必携の中に注意したい発言として書いてあります。

無礼な言葉の使用と他人の私生活にわたる発言、議員は他の議員、執行機関その他第三者に対して議事に関係のない個人の問題を議論の対象としたり、または無礼な言葉や私生活にわたる言論になる発言をしてはならない。人事の同意案件について反対をする、あるいは一般質問などをする場合、特に注意が必要であるというふうに、ここに書かれております。その趣旨に

基づいてしたつもりなものですから、その辺のことは御理解願いたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

市民センターの管理はどうなっているかという問題ですけど、市民センターの管理者はどなたですか。ちょっと御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 市民センターは教育委員会の管轄になっております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 市民の方から、市民センターの空調機が冬場の寒いときに壊れていて、その修理の件で、新年度予算がつかないとできないとか、それからいつになるかわからない、そして寒いのに承知で使ってくれとか、いろいろなそのようなことを言われたということで、非常なる矛盾点があるかと私は思っております。

なぜならば、予算がないと言われてそのままでもいいのか。緊急予算もあることだろうし、いろいろなこともあると思っておるものですから、空調機のいつ発生してその手はどのようにされたのか、ちょっと御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、空調機の故障は昨年12月11日の夜間に、利用者より第1研修室の暖房がきかないことが報告されました。翌12日に現地を確認しましたところ、第1及び第2研修室の空調機が正常に作動していないことがわかりまして、保守管理委託業者に現場確認と修理を依頼するとともに、利用予定団体に対しまして部屋の移動とおわびの連絡をいたしました。

その後、業者により修理を試みましたが、修理することができず、老朽化による空調機そのものの交換が必要であるということが判明いたしましたので、その応急的な対策として簡易暖房機を設置し、利用者の方には張り紙等で掲示をして周知させていただきました。

修繕については、市民センターの現予算の中では対応できないということで、協議した結果、次年度予算での対応の方向として、利用予定者の方へおわびと利用料還付の対応をとることとなりました。

その後、ことしに入ってからですけれども、2月に気温の低い日が続きまして、研修室利用者から、簡易暖房機では部屋が暖まらないという御意見をいただきまして、急遽暖房機の台数をふやすとともに、市の予備費を充当して早急に修繕を行うこととなっております。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 市民センターの老朽化というのは、私どもよく存じ上げております。

ただし、今言ったような形で壊れたものならば新しいものを入れれば済むという言葉は変ですけれども、やはり市民の方が利用して、真冬のときに、2月云々でないと、そのような状況というのは、今言うように教育委員会のほうでないならば、ほかの部長会議もあるものですから、どのような対策がとれるのか、やはり総合的に縦割り行政でなくして横の連絡をとりながらやれば、お話を聞いていると、最初私が聞いたときは50万だった。その後100万だと言う。その100万のお金が緊急的に出ないようなことで市民に迷惑をかける。これ機種がないとかいろいろ問題点があるならば別ですけれども、やはりその対策をして、いつ入れるんだと。その間は我慢してくれと、そのような話ができるならいいですけれども、予算がないんだと。新年度予算までつけてあると。じゃあ新年度予算つけて、いつ発注できると。まだ承認されていない以上はやれないと。その辺のことが縦割り行政のまずさがある。

僕は職員の方を責めるつもりはないんですよ。ですけれども、このような話が上がったときに、部長会議いろいろあるはずですよ。そして上部に持っていけば、こんな対策はしてくれと思います。こんなことができないと、5万2,000余の市民の安全・安心を守る行政として少しお粗末なような気がしますけど、どうですか副市長、ちょっとその辺のことを御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、お答えをさせていただきます。

現実的には、予算主義でございますので予算がないという判断をしたのは、一義的な判断としては妥当であったかなと思います。

ただ、行政がどういった立場であるかということ、サービスを提供するという観点が必要なわけですね。その中で、予算はないけれども、例えば冬場の寒いときに我慢して、暖かくなったところに改修がされてもその目的は達せられないわけでございますので、ほかの方策というか、そういうことも考えるのが危機管理だと思うんですわ。そういった観点で御相談をいただければ、市のほうとしても予備費等を持っておりますので、その範疇でできれば、予備費を充用しまして対応はできるというふうに考えております。

今回はたまさかそういった事案をいただきまして、今申しましたように、その空調がないことのいわゆるデメリットが、行政全般のデメリットと比較しましてやはり大きいということで、予備費の充用をしまして対応することとしましたので、御理解を賜りたいと思います。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） 今副市長が言われたように、縦割りではなくしてやはりそういう緊急の場合の横の連絡がとれて、職員の方が苦しい答弁をしなきゃならないような状態だけではなくしていただきたいですね。その辺のことをお願いして、別に答弁された職員を責めているわけじゃないですから、よろしく願います。ただそのようなことで、安心して職員が活動できるよ

うな、そういう組織づくりをしていただきたいと思います、次の質問に移らせていただきます。

災害発生時及びその後の復旧に対しての地元関係企業との協定はということで、まずその辺から、協定はどのような形でなされているかちょっと御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今現在、瑞穂市では災害時における応援協定を26の企業と団体等と締結しております。

御質問の、多分インフラの応急復旧ということになるかと思いますが、市内の土木、建築、水道、下水、電気工事、建設コンサルタント、造園業者など合計39社で構成されています。瑞穂市緊急対策協力会の皆さんとも、そうした災害時の復旧という点では御協力をいただくといいことで締結しておりますのでお願いいたします。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） 私が質問したいのは、3・11で2年を経過して、そのインフラの整備に関してなかなか遅々として進まないという報告をされて、地元の方が非常に困っているのを耳にすると、本当に悲しいことだと思っております。

長野でも6弱ぐらいのようですが、地震がありまして、この前も日光で5強という地震があり、この日本列島はいつ地震が起きてもおかしくないような状態であると思っております。

それでインフラの整備、交通手段の確保、その他地元関連の業者の協力なくしてはその復旧はなかなか難しいことだと思う。なぜならば、災害が起きれば各地元の関係業者の方は、やはり地元を優先的にインフラの整備復旧を手がけていかれることだと思います。その辺から考えますと、今瑞穂市におけるその関連業者、一部の方ですけれども、後継者がいないと。このままやめてしまいたい。

なぜかという、その将来の展望性に関して甚だ疑問を持つ。そして、季節的な切れ目、極端なことだと10月から3月までの工事、それ以後、終わってしまえば工事が何もないと。そうすると、職員を正職員で確保するのもなかなか大変。昔は、百姓をやられる傍ら労働者として働いていた。そのような方はもう高齢化になって、若い人はそのような形での雇用というのは恐らく望まない。そうすると、やはりある程度公共の工事を確保し、そして瑞穂市のそのような関係の業者が職員を採用して、そしてある程度の将来性が見通しが立てるような発注方式をしていただくのが妥当ではないかと思えます。

なぜならば、今仕事の減ることによって重機類をリースに変え、ダンプも減らす。そのような現実的なことが起きているのも事実です。ですから、そのような観点から見ますと、行政はその辺のことを地元の業者に関してどのように御理解しているのか、ちょっと御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。



総務部長（早瀬俊一君） 先ほどの、今市内にあります主な業者さん39社で構成されているのが瑞穂市緊急対策協力会ということでございますけれども、その皆さん方とは平成16年3月26日に瑞穂市の災害応援協力に関する協定ということで協定を結んでおります。

非常時については、当然罹災者の救出、社会基盤施設等の応急復旧等をお願いするということになっておりますし、平常時においても防災訓練等につきまして精力的に活動いただいております。本当に非常に心強く思っている次第でございます。

また今、議員さんが一番心配しておられる後継者等々でございますけれども、確かに工事の施工方法が大きく変わってきましたし、施工量もその内容によっては減少しております。そしてまた専門化をしていると。また激しい競争というのがありますし、その中で機械等もリースと。以前ですと全部ほとんど自分で持ってみえましたが、だんだんプレハブ化され、専門化され、機械等もリースということでございます。後継者や技術者も本当に育ちにくい環境になってきていることを切に感じている次第でございます。

平成23年中に、私どもの管財情報課のほうでまとめて発注した件数をちょっとお知らせいたします。

工事については157件、13億6,128万9,000円、委託では155件、4億6,686万2,669円、物品では76件、4億3,966万円ということで契約をしております。市内に本店のある今の業者さんの占める割合というのは、工事では契約件数の約74%、委託では31%、物品では37%、合計いたしますと49.5%、半分近くを市内の本店のある業者さんということで発注をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） 私が言っているのは、何も地元の業者を優遇しろと言っているわけではありません。

今言うように、瑞穂市に関して支店業者の方が結構仕事をとられる。それを悪いとは言っていないわけです。ただ、できる限り地元の業者がランクアップするか、いろんな方法論で受注の機会を多くしていただける、そのような配慮をぜひしていただきたいと思っております。

なぜならば、さっき言うように後継者なくして瑞穂市のインフラ整備はできなくなります。市外の業者ばかりに頼るのも、そのような形になったら大変なことだと思っております。他の市町村で、一部かわからんですけど、地元の業者優先で発注をされているところもあります。そのような観点で、少し御配慮はいただきたいと思っておりますが、どんなもんですか。難しければいいです。もし答弁できるならしてみてください。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私どもが発注している工事につきましては、1,000万円以上でござ

いますけれども、こうした場合には一般競争入札ということで参加をしていただいております。

その中でも市内の業者さんについては、点数ですね。ランクを少し下げて基準を定めておりますので、そうした中では多くの事業者さんが入れる状況になっているとは思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） 行政側として、やはり一番大切な、被害のあったときに機動力で活動できる市内の業者のその状況を、どのような状況であるのかということに把握しながら発注なりその辺のことを考えていただきたいと切にお願いして、この質問を終わります。

次に、社会福祉協議会と市当局のかかわりについて御質問したいと思っております。

社会福祉協議会については、市民の1,000円ほど、それから協賛と市の補助の形になっておりますけれども、特に市のかかわりというのが強いもんですから、その辺のことについて、市当局としてはどのように社会福祉協議会に位置づけを思っているのか、ちょっと御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 社会福祉協議会は瑞穂市の補助団体でございます、その中で、福祉部におきまして社会福祉協議会等関連の事業が多うございます。その中で、年間通じているいろな話し合いを進めていくものでございます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） なぜ私がこのような質問をしますかというと、社会福祉協議会は民間の企業だという位置づけをされていますけれども、事務局長、会長含めて市の意向の方が流れているような気がするもんですから、その職員の採用はどのように決定されているのか、ちょっと御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 社会福祉協議会の職員の位置づけとしましては、全国社会福祉協議会が策定しました新・社会福祉協議会基本要項によりますと、職員体制の確立としまして、市区町村社会福祉協議会では事務局長、福祉活動専門員等必要な専任体制を確立する。また、地域福祉にかかわる専門性や熱意を持った職員を得られるよう処遇等の条件整備及び資質向上を計画的に図ると期待されています。

その中で、当市の社会福祉協議会は、事務局規定に事務局長初め次の課及び係を置くことを定めております。総務係地域福祉課、地域福祉係居宅介護係ですね。それからデイサービスセンター係、地域包括支援センター係、福祉作業所係でございます。

この中で、社会福祉協議会は社会福祉法により、先ほど述べられました地域福祉の推進を図ることを目的にして位置づけられておりますので、公共性が高い団体であり、住民参加の地域での支え合い事業を進めておりますけれども、極めて公共性が高い職員であるというふうに、民間団体ではありますけれども、そういうものの性質を持った職員であると考えております。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） そのように、これは社会福祉協議会の概要とこれインターネットで、本当にすごく多くの職種があります。

ただそのような形で日夜頑張っておられる職員に対して、行政としても職員等に職務の内容とその理解または職員等の尊厳をどのように感じているのか。社会福祉の最前線の職員に対する市民の見方は、正しく理解されていないくらいが少しあるような気がします。

その辺のことを踏まえまして、行政としては地位の安定的居場所として安心感を持ち、市民の福祉に応えられるような環境の整備、メンタル面が必要と思われませんが、その辺なことでのようなふうに思っているのか御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 職員等に対する職務の内容またはその理解、または職員等の尊厳をどのように感じているかということでございますけれども、先ほど述べましたように、事務局規定の中に分掌事務というのがあります。それに基づいて、各自の仕事の役割分担がされております。それに基づいてお仕事をしなさいと思っております。

それから相互の理解でございますけれども、毎月定例会で社会福祉協議会事業の運営上の協議がなされております。そのところで各部署から問題を出し合って協議がなされているところであります。就業規則にも、服務心得が明記されておまして、職員間においても各自の職務について理解されていると考えております。

それから、最前線の職員に対してどのような対応をされているかということで、労務管理とか福利厚生についても整備されていると認識しております。

それから、来年度におきましてもそういう研修事業等で、メンタルヘルス面だけではございませんけれども、そういったほかの事業も含めて研修をされるということと、それからメンタルヘルスにおいても、そういったメニューがある場合は職員を参加させて受講させているということも、取り組みをされております。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） ちょっと早いことを言ったら叱られるかわかりませんが、宇野部長も御勇退なされて来期には事務局長をされるというお話を聞いておるもんですから、社会福祉

協議会の御理解ある方が事務局長としてされることとあって、大いに期待しておりますし、そして職員の活動が明るく楽しく市民のためにやれるような環境をつくっていただければと思って、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、みづほ会の堀武君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。11時から再開しますので、よろしくお願いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

清流クラブ、清水治君の発言を許します。

清水治君。

12番（清水 治君） 議席番号12番、清流クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、会派を代表して質問をさせていただきます。

私ども会派が計画しました日中友好視察研修が、ことしの1月26日から29日の日程で実施されました。当会派の河村、古川両議員のほか、堀市長や森議員にも参加していただきましたことを、この場をおかりしましてお礼申し上げたいと思います。この視察研修、会派会長であります私は諸事情がありまして参加できませんでしたが、国際交流を推進する会派の代表としましては、とても有意義な研修になったのではないかと感じております。

本日は、主にこの視察研修を踏まえ、国際交流に関する市の考えをお聞きしたいと思います。これよりは質問席より質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

それではまず初めに、地方自治体と中国の関係についてお尋ねをいたします。

今、我が国と中国は、尖閣諸島の領土問題等で過去にも増して微妙な関係になっております。先日は自衛隊の艦船に向けたレーダー照射が話題となり、今後、いつ何が起こるかわからないといった、一触即発のような報道も耳にいたします。こういった状況ですので、当然、多くの日本人が中国によくない印象を抱いておりますし、逆に言えば、中国の人々も日本に悪い印象を持っていることでしょう。

しかしながら、対中国との経済に目を向けてみますと、その貿易額である輸出入合計は年間30兆円を超えており、日本にとって貿易シェアが第1位である中国は、今後も目を背けては成り立たない相手国でもあります。

また、民間レベルでは日中の関係改善を図ろうと、草の根交流を深める動きが盛んになっているようで、北京で日中合同の成人式が行われたというネット記事が紹介されていました。岐阜市では、岐阜日中協会主催で、ギョーザによる日中交流が行われたという新聞記事も掲載さ

れておりました。要は政府レベルでの中国と、経済や民間レベルでの中国を考えた場合、そこには大きなギャップがあり、二面性があるというのが現在の状況かと思われまます。

さて、そんな中、地方自治体としていかに中国と向き合っていくかが課題となるわけですが、私どもはこのような不安定な業況下でこそ、自治体として友好関係を維持すべきと考えております。

岐阜市は中国杭州市と友好姉妹都市提携をしており、岐阜薬科大学と杭州市の浙江大学薬学院とは学術交流協定を締結しております。ことしの初めに、浙江大学薬学院の訪日使節団が表敬訪問した折、細江岐阜市長は、国レベルでは難問が多いが、自治体レベルでは温かい交流を続けられうれしいと歓迎されたと新聞が報道されておりました。まさに、このような学術交流や文化交流は大変重要であり、我々の時代には困難な関係改善を次世代に託すことにもつながっていくのではないかと考えております。

こういった意味からも、地方自治体として中国と友好関係を推進することが大切と考えますが、市長はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） それでは、清水議員の国際交流の御質問にお答えをいたします。

御質問の中にもありましたように、中国とは尖閣諸島の領土問題で、お互いの国が、お互いの国民がよい印象を持っていないことは確かでございます。一方で、中国との経済活動については、大きな市場でもあり、日本にはなくてはならない国となっているのも事実であります。

市議会においては、このところの定例会において、毎回連続してこの国際交流の御質問をいただいております。もはや国際交流の意義や市民ニーズ、市民参加の必要などは説明してきているところでございます。

さて、御質問の堀市長の国際交流のお考えですが、かねてから市長は、豊かな国際感覚を育むことが必要であると常々話され、聞いております。その国際感覚を身につけることとは、子供から大人までの市民全体に、また市役所の職員にも感覚を身につけることが大切であると聞いております。

広大な中国との豊かな国際感覚を育むこととは、多面的な見方や文化の違いを理解したり、中国のよさを見つけることになると思います。御存じのとおり、日本と中国とは2012年に日中国交正常化40周年という節目の年になりました。これを記念して、昨年は「日中国民交流友好年～新たな出会い、心の絆～」として日中両国の交流の拡大、相互理解を深めることを目的に、官民挙げて記念事業を行っているところに尖閣諸島問題が起こってしまい残念なことになりました。

中国との交流を進める試みについては、市にとっても教育、経済、産業面からも有意義であり、価値のあることと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

12番（清水 治君） 愛知県の大村知事も、南京市と漫画交流の開催に当たり、地方自治体レベルでの友好交流の大切さを訴えられております。こういった取り組みが、将来に向けて重要な取り組みと考えておりますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは次に、友好都市の選定についてお尋ねをいたします。

先日の中国への視察研修ではルーガオ市を訪問し、そこで堀市長は友好都市を視野に入れた話し合いをされていますが、これは言ってみれば友好都市締結の前段階といえますか、まずはいろんな分野で交流を試み互いの理解を深めましょう、そして双方の発展につながると認められれば友好都市の提携をしようではありませんかといった趣旨の話し合いだとは思いますが。

ルーガオ市は人口150万人、面積が1,477平方キロメートルと、瑞穂市と比較をしますと人口が約30倍、面積が50倍という大きなまちであり、長江を有効に利用した工業地帯で、今後目覚ましい経済発展が見込まれているまちでもあります。

その規模において、当市とはつり合いがとれないのではという実直な感想ですが、中国に数多く存在するまちの中で、交流相手としてルーガオ市を考えられた理由はどこにあるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 中国ルーガオ市を訪問された理由については、堀市長の豊富な国際感覚の中からだと思います。市長の友好関係から数回訪問されたと同っております。

どちらにしましても、何かの御縁やつながりが無いところと交流することは、日本国内であっても難しいと思います。ルーガオ市は上海にほど近いところにあり、人口、面積ともはるかに大きな都市であります。瑞穂市とつり合いとも考えられますが、反面、瑞穂市にとっては有利であることは間違いないと考えているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま清水議員のほうから、国際交流関係で御質問をいただいております。ところでございます。

もう今や国際化、グローバル化と、こういうことにおきましてはもう久しいわけでございます。県内各市町村におきましても、42市町村ございますが、ほとんどの市町が国際交流、どこかとしておることはもう御案内のとおりでございます。やっていないのは本当にごく一部、市では瑞穂市だけではないかと思っております。ところでございます。

そんな中におきまして、今回この国際交流の関係がなぜ中国か、そしてルーガオ市かと、このことでございます。なぜ中国かということにつきましては、議員御案内のとおりでございます。

して、先ほどいろいろお話をいただいたところでございます。日本の経済にとりましても、やはり今や切っても切れん仲と申しますが、年間30兆円以上のこういった経済の関係のあれがあるわけでございます。御案内のとおりでございます。

そんな中で、ルーガオ市をなぜあれかということを少しお話し申し上げたいと思います。

実は岐阜県は、これも皆さん御案内と思いますが、ごらんのとおりでございますが、姉妹提携都市として江西省と姉妹提携を結んでおります。上松知事時代に始められましたこの姉妹提携が平成20年に20周年記念ということで、20年にあったところでございまして、20周年が。そういう中で、このときに実は岐阜県からの記念品としまして、古田知事が私ども瑞穂市の美江寺に「さぼてん村」がございまして。ここの「さぼてん村」の本当に70年、80年物、こんな大きな「金鯪」というサボテンを2個、県の土産としてこの20周年記念のときに持参をされたわけでございます。そんなところから、私そのときに、その記念品の市でございます瑞穂市のサボテンでございますので、地元の市長もという声が県のほうからありました。私、急遽自費でこの20周年に参加をさせていただいたところでございます。

この江西省は、飛行機で上海まで行きまして、上海からまた飛行機の国内線に乗りかえまして約1時間半ぐらいかかります。その江西省の一番大きな市が南昌市というところでございます。そこで記念のセレモニーがあった、これに参加させていただきました。

ちょうどそのときに、実はその帰りに、私どもの議会のほうからも上海のほうへ研修に行ってみえたそれに途中同行させていただきまして、南通市というところへお邪魔しました。この南通市が人口80万でございまして、その下にルーガオ市というのがございまして。そのときがあれでございまして、このルーガオ市におきましては上海から車で約2時間半でございまして、これから4年先には公共交通機関、鉄道で上海から約30分で行ける。今公共交通の鉄道の敷設が始まっておりまして、30分の所要時間で行けるところでございます。

そのルーガオ市は、これまた縁がございまして、実はお隣の本巢市に森松工業という会社がございまして。この森松工業におきましてはニュースステーション、朝日テレビですか、メーテレのほうで大きく報道がされました。全国ネットでございまして、されました。ここは今から20年前に中国に進出をされています。進出企業で大きな成功をおさめられている。上海の工場に約2,000人くらいお見えになる工場でございますし、またルーガオに約17万坪の工場敷地におきまして現在1,500人くらいが稼働されている工場があります。

そういう関係の、ここの森松工業の社長と私は懇意にいたしております、毎月2回第1金曜日と第3金曜日に朝食会と、こういう関係もございまして、その仲立ちと申しますが、ちょうど進出してみえるルーガオでございますし、もう市とは大きな顔、そういう関係もございました。

私はこれまでに、過去に平成22年の4月、そして23年の秋には岐阜のほうでルーガオの市長

とお会いした。そして平成24年の4月、去年の4月ですね。実はこの森松のルーガオ工場へ企業交流会で一緒に行かせていただきました。そのときと、いわゆる市長に3回お会いしております。そのときに向こうの市長から、ルーガオと瑞穂市と友好都市のあれができないか、実は向こうから話がありました。

議員、先ほど御指摘いただきましたように、人口150万でございますし面積も1,100平方キロあります。もう話にならんくらい大きいところでございます。向こうの都市からそういう話がありました。私はそのときに、もう規模が違いますから、こういう話をしたところ、規模は違うけれども、やはり文化交流とか教育の関係の子供たちの作品とかそういった関係、また子供たちの交流とか、そういうあれでしたら大きくても小さくても関係ないからというのは向こうからの話がありました。

そんなところからこの1月に、実はこの間、今議員御指摘がありました3名の議員さんと私と行ってきまして、いろいろ話をしてきたところでございます。先ほど、その話の内容は議員が御指摘をいただいたとおりでございます。そういう関係で、岐阜県の姉妹提携の江西省は相当な時間と、やはり行ったり来たりする費用も旅費にしますと相当かかります。

そうしてこちらは、はっきり申しまして、どういう都市かといいますと、中国長寿の里、こういうあれでございますし、国家衛星都市でございます。また中国優秀旅行都市になっておりますし、江蘇省の文化都市にも指定されておまして、本当に見るには値もしますし、研修するにも値するところでございます。

ですから、国際交流するについては非常にいろんな意味で勉強になるのではないかと。そして私どもの瑞穂市には朝日大学がございます。朝日大学が毎年、きのうも卒業式があったわけですが、中国の留学生が30名から40名毎年お見えになる、そういった大学の関係がある。こういう連携なんかにおきましても非常にいいところではないかと、こういうことを思ったところでございます。

ですから国際交流を進めるには本当に申し分のないところではないかと、ですからこれからどういふあれでこの友好都市の提携をできるかどうか、そういうことを話し合っていこうと。事務的に話し合っ、そして向こうからも来ていただき、こっちからも行って本当の友好都市が結べるかどうか、そういうことを確認したいという段階でございます。

どうかひとつ議会の皆さん方、はっきり申し上げまして、まさに今中小企業、小企業におきましても、企業は相当国際化で海外へ出ております。やはり議会の皆さん方、やはりこの瑞穂市だけの中だけでなくこういった国際的なこういうところもぜひとも市民より先に研修をいただいて、本当に進めるかどうか、そういったことも自分の目で確かめていただきたい。本当にそういうことをつくづく感じておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げ、なぜルーガオ市にしたかということところは、そういった向こうの市長から話がありました。こういうあ



れでございます。本当に草の根の交流で、国同士は今尖閣でぎくしゃくしておりますが、やはりこういう友好のああいうことも進めるのも一つのあれではないかと私は感じておりますので、ぜひとも御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

12番（清水 治君） それでは、今の市長の答弁を受けまして、今後こういった友好都市の締結に向けた取り組みについて、少しお尋ねをさせていただきます。

ルーガオ市での話し合いでは、今言われた経済や貿易などの領域における協力や、企業及び企業家の投資協力による共同発展、さらには教育、文化などの協力、交流等について話し合われたということですが、また当市の国際交流案を見ますと、小・中学校や朝日大学における教育交流、市場開拓や雇用などにおける経済交流、そして市民や市役所間における交流などが書かれていますので、その内容はどちらもほぼ同じであると思います。

今後は、ルーガオ市など友好都市締結に向けた経済や貿易、教育、文化交流など、どのような取り組みを考えてみえるのかお尋ねいたしたいと思います。具体案があればお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） では、御質問の中に当市の国際交流案と言われましたが、この案は、実は堀市長が中国視察に行かれる数日前に、国際交流でできること、あくまでも可能性でいいのでということでもとめてくださいということと言われ、私が作成し堀市長に手渡したものでありまして、各部局と協議した案でないことを先に申し上げておきます。

これから先方であるルーガオ市との動きがあることであると思いますし、その状況次第で各部局と協議しながら、できることから考えていくものでございます。もちろんその際には、議員の皆様には御報告や御協議をさせていただきますので、御理解をいただきたいと思います。

いずれにしても、情勢を見きわめながら慎重に進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

12番（清水 治君） 先ほど市長さんが言われました朝日大学も、確かに中国の留学生とかいろんな国の留学生の方が見えているんですけど、最近、中国の留学生の数が大分減ってきておるといふふうにお聞きしておるんですけど、朝日大学との協力をしながら、そういった留学生も今後ふえていけばいいかなあといふふうには思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは次、瑞穂市のPRについてということで、これは国際交流とは直接関係はございま

せんが、当市の産業の発展に関する取り組みという点で、関連質問としてお聞きをしたいと思  
います。

国際交流における経済交流は、商工業の活性化や市場開拓につながる市の取り組みと言えま  
すが、市の産物や企業のPRは、国内外を問わず進めていかねばならないと思っております。  
PRの方法としては、公共施設内での展示ブースとか冊子による紹介などいろいろ考えられま  
すが、いずれにしましても、当市を訪れる多くの方々に当市のPRを積極に行っていくお考え  
はありますか、お聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 議員御指摘の瑞穂市を紹介したり、特産物や企業のPRをする展示  
ブースですが、他市においては市役所内のロビーや多くの人が集まるところに展示してあるの  
をよく見かけます。

当市においては、訪れる人の目につくところといえば市役所の穂積庁舎の公室前あたりで、  
第1庁舎の2階ロビーが適していると考えております。実はこの4月から、秘書広報課がその  
第1庁舎の2階会議室に移動することもありまして、管理がしやすくなると考えていますので、  
施設管理部局である総務部と協議していきたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

12番（清水 治君） それではもう1問ですね。関連として、多文化共生についてお尋ねし  
たいと思います。

ことしの2月7日に、岐阜県国際交流センター主催の岐阜県外国籍県民生活実態調査報告会  
が開催されました。この調査報告から、外国籍の方が行政に望むことをピックアップしますと、  
1つは日本語研修の無料実施であり、もう1つが多言語による情報提供ということでした。

当市におきましては、有料ですが日本語支援サポーターズが実施されておりますし、市のホ  
ームページには中国語とポルトガル語による情報提供も行われておりますので、今は外国籍の  
方の要望を整備しつつある状況ではないかと考えております。

しかしながら、まだまだ十分ではなく、今後は多文化共生政策により充実させていく必要が  
あると思われませんが、ホームページや市の窓口での情報提供施策が、何か考えておみえになる  
かお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 多文化共生の御質問ですが、外国人が行政に望むこととしまして、  
日本語の研修や多言語による情報提供が多いということですが、職員に中国語、ポルトガル語  
などがわかるようになるような研修に参加する機会を設けたり、必要なことは外部委託を考え  
ながら、窓口対応やホームページなど情報提供をしていくように考えております。

また、職員の資格や特技を生かし、適材となる部署に配置することにより、よりよい情報提供ができるのではないかと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

12番（清水 治君） また、こういった報告書では、情報の入手としてホームページと市の窓口という回答が多く、ここを充実させる必要があると感じております。

当市のホームページでも、中国語とポルトガル語による情報提供のほか、英語もしくはタガログ語による情報提供も必要と感じております。なぜなら、当市の外国人の割合ですね。これは中国の方が約822名、フィリピンの方が423名、ブラジルの方が206名で、多くのフィリピン籍の人が在住をしてみえます。ホームページでの多言語による情報提供は、多文化共生という項目から入っていくのでありますが、ホームページをあけた段階で、多言語による案内が必要と感じております。

また、市の窓口では、中国語に対応できる職員の方はおいでになるということは聞いておりますが、基本的には外国籍の方が来庁する場合、通訳のできる人と一緒に来てもらうケースが多いと聞いております。多言語による事務手続ですね。そういった説明書の整備とか、そういったものは考えておみえになるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 実は、まだお話しできることではないかもしれませんが、来年度の新規採用職員の中に実は3カ国語ぐらい話せるような職員がたまたまおりまして、そのような者を適材する部署に配置していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

12番（清水 治君） ぜひともそういったいろんな言葉で話せる方を、今後、職員にということをお願いしていきたいと思っております。

それでは最後の質問になりますけど、農産物の市場について少しお聞きをしたいと思っております。

今回の視察研修におきまして、上海では農産物やその他いろいろなものの市場開拓の話し合いが行われたということを知ったんですけども、その内容で、もしお話しできることがあればお聞きしたいなあというふうに思っておりますので、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

今回、1月に行きましたこの研修におきましては、県の国際戦略推進課、ここも通じまして県におきましては上海事務所を持っております。ここの事務局も同行、全てですね。同一步調で事務局も一緒に、だから車のワゴン車の手配とか、そういうものも全て県のほうにお願いし

ていたことも申し添えておきます。

そういう中におきまして、特産のそういった農産物のできないかと。実は上海におきまして、ちょうど私どもの同行していただきました議員さんの中の人脈で、上海では人民政府常務副区長のソウさんという人に会うことができましたし、また上海の国際貿易有限公司、このカクシュンさんという人、この人と面談することができました。このカクという方が実は伊藤忠商事に13年間勤務されて、そして伊藤忠商事の関係で世界各国の貿易の関係を担当され、日本語も我々日本人以上の流暢で頭のすごく切れる方で、6カ国語を話されます。海外、やっぱり伊藤忠で13年間、6カ国語を話されます。この人が今現在、貿易会社をやっておられますが、やはりこのやり方、申請の仕方ですといった特産物のあれもできますよと、やり方でできますと、こういう話がございました。

ところが、私どもの瑞穂市におきまして、特産っていえば富有柿でございます。これは国内市場でございます、県のほうにおきましては、現在、皆さんも御承知のとおりでございますが、中国におきましては香港のほうへ富有柿を輸出しております。昨年あたりは、これまでの2.5倍ぐらいの量、また飛騨牛も輸出をされております。そういう中におきまして、まだ上海の市場はまだだと聞いておるところでございます。今後、こういったことにおきましてはやはり県とも連携とりながら、何ができるか、そういったことも研究をしてみたい、このように思っておるところで、市としまして、今すぐにそういうことができるということではございません。やはりあくまでも私ども、県でございます。

県とも連携とりながら、私どもの瑞穂市のあれが生かせることが何があるか、こういったこともしっかりと研究をしてみたい、こんなふうにも思っておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

12番（清水 治君） 当市の産物である富有柿とか、そういった農産物等が市場のほうに出ていくということになれば、また市の発展に大きく寄与するのみでなく、農産物の広域的な発展につながると思いますので、難しい問題は多々あると思いますが、今後、県とも連絡を密に行っていただいて、行政が率先してこの道筋というんですかね、そういったものを開く取り組みをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、清流クラブの清水治君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。午後は1時から再開しますので、そのようによろしくお願いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時05分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

新生クラブ、広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 議席ナンバー7番、新生クラブの広瀬武雄でございます。

ただいまは藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、以下4点につきまして質問をいたします。

お手元の資料のとおりでございますが、第1点目は、平成25年2月25日付で代表監査委員から報告のありました瑞穂市シルバー人材センターの監査結果についての考え方につきまして、福祉部長に質問をさせていただきます。

また2点目は、同様、その監査結果の報告を受けての同じく市長にその所信をお伺いしたいと。

それから、25年度第1回瑞穂市議会定例会の市長所信表明、先日ございましたが、その中で包括外部監査制度をやめて内部監査を充実するという点につきまして、その考え方をお聞かせいただくと。

それから4点目は、公立学校及び公共施設の建物を中心に、太陽光パネルを設置する事業者に屋根を貸し出す方式を導入することについての考え方を伺いたいという以上4点にわたって質問させていただくわけでございますが、なお、毎回私は一般質問での登壇が続きましたが、本日は久方ぶりに会派代表質問の機会を得ることができました。最大会派9名の総意をもちまして質問させていただきますので、ひとつ何とぞ誠意ある御答弁をよろしくお願い申し上げます。なお、詳細につきましては質問席よりさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1点目の平成25年2月25日付で代表監査委員から報告がございました瑞穂市シルバー人材センターの監査結果につきまして、担当部としての、この報告の実態を踏まえどのように対処していかれるのか、詳細、通告どおりの御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 広瀬議員の御質問でございますが、担当部ということでございますが、ちょっとその前に、前段でお話をさせていただきたいと思えます。

今回、地方自治法第98条第2項の規定によりまして議会からの監査請求により、監査委員による監査が実施されたわけでございますが、その結果が報告され、議会にも御説明があったとおりでございます。正直、まことに遺憾であり、残念な結果と感じておるところでございます。

ただこの指摘に関して、何分にも議会開会の前日に私たちも報告を受けておりまして、期間がまだ十分なかったということで、一つ一つの事項についてまだ精査できていないのが実態でございますが、できている範囲についてはあと福祉部長のほうからお答えをさせていただきます。

すが、まずもって遺憾である、残念であるということについてお話をさせていただきたいと思  
います。

ただ、今回の監査結果を踏まえまして、俯瞰的に見た中で感じておりますのは、まことに遺  
憾ではありましたんですが、この監査に至った経緯の中で、なぜに議会からの監査請求に及ん  
だかということ振り返ってみますと、シルバー人材センターが元雇用人との間で訴訟問題が  
発生しまして、それが和解となりました。その際、和解金として支払われたお金に市からの補  
助金が支出されていなかったかどうかという問題であったと記憶しております。

しかし、この監査結果の中で、直ちにその補助金が和解金に支払われたというような事実は  
認定されておられません。それが唯一の救いであったかなというふうに思っておるわけでござ  
いますが、そのほかの部分で、自治法の第199条の権限で、監査委員さんが行われた随時監査の  
中で、るる不適切な実態が明らかになったことについては、これは市としても補助金を交付す  
る団体としてそれなりに対応を行わなければなりませんし、またシルバーも社団法人という人  
格を持った独立的な立場からやっていただかなきゃならない。そのためへの指導について行っ  
ていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げまして、細かいこと  
については福祉部長よりお答えさせていただきますので、よろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、広瀬武雄議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど副市長の答弁のありましたように、この結果に対しては市としましても真摯に受けと  
めまして、一つ一つ検証していく必要であると認識しております。

それでは、細かく説明させていただきますので、よろしく願います。

まず私たちも平成25年2月25日に、瑞穂市監査第52号の財団援助団体等監査結果報告書提出  
についての写しをいただきましたので、早々にシルバー人材センターの事務局長にお渡しをし  
ました。その際に、シルバー人材センターとしても内容を審議していただき、見直しできるも  
の、例えば定款などの変更であったり補正予算を組むなど、対応していただくようにお話をし  
ました。

そうしたところ、2月28日に理事会が開催されまして、私も出席いたしました。冒頭の挨拶  
の中で、先ほど述べましたお話をさせていただいております。その中で、議題の中にこの監査  
結果の報告についてというものが取り上げられておりまして、事務局長よりこの報告に基づい  
て説明がございました。

こういった理事会に出席させていただいておりますけれども、とにかくそういった中で十分  
議案についても、その場で出してくるのではなくて、内部できちっと精査されたものを出して  
くださいよという話をさせていただいております。資料にもつても、必ず理事会において出し  
ていただくとか、次第だけではなくてそういった資料も必ず出していただくようにという話も

させていただきます。こういった中で、先ほど御指摘の話の中で、監査の結果について、1点ずつお話をさせていただきます。

まず第1点ですが、この監査報告の中のシルバー人材センターに対する結果の中の平成23年度の財務について、これについてはシルバー人材センターも収支決算書は総勘定元帳のないものがあり、一部確認できない金額があった。またそれから、記載されている予算額が年度当初の予算額でもなく、補正予算後の予算額でもないという件につきましては、私のほう、事務局長にお聞きしましたところ、どこかで修正が行われていると思われるんですけどもということで、これについても市としてももう少し調査をしていく必要があるということで、その場では結果は得られませんでしたので、これも今後の調査内容だと考えております。

それから2点目でございます。

同じく結果に対する平成24年11月末までの財務についてでございますけれども、報酬費支出50万円が11月末の収支決算書でなくなった件は、当初予算化されて予算書にありましたけれども、会計システムに当科目設定がないために、ことし入ってからですけど1月に報酬費科目の設定修正が行われておりますけれども、実際はこの科目について予定されておりました弁護士等の費用は、実際には雑費で支払われているというものでございます。

このことから、平成25年度においては科目の適正化をするよう指導をいたしました。

それから2点目としましては、最初になかった材料等支出(セ)というものでございますけれども、その科目が設けられた件は、平成24年度大きな市からの委託事業を出しておりますけれども、シルバーからしてみると受託によってこれ当初予算に設けるべき科目を、最初のときはなかったんですけど、これを受け入れるところとしてはこういうものを設けなきゃいけないということで設けられたということをお聞きしております。その点については、シルバー社員総会の決議事項でありますけれども、補正予算で対応されるというふうにお聞きしました。

それから(3)番の職員解雇に伴う訴訟に関する費用についてでございますが、補助金は瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱の規定により交付されておまして、シルバー人材センターの運営補助と解しておりますので、訴訟に関する費用は平成24年4月の市議会定例会で、人件費相当分をもとにし流用されていない旨の答弁を私がしておりますけれども、一般的な運営費補助であるということでもありますので、市としても監査委員と同様考えを持っております。

それから、役員の費用弁償等についてでございますけれども、シルバー人材センター定款第30条、役員には規定により費用を弁償することができるかと定めていますが、この点についてはですが、定款などを再検証されるべきであるということでお話をしておまして、返還等については今後どうしていくか、本当にそれが正しいかどうかということも、また理事会等でも諮っていかれるということで、私たちもそれを見守っていきたいと考えております。

それから、今度(6)の代表理事の行動費についてでございますが、先ほど述べたように費用を弁償することができるかと30条にうたっておりますけれども、この点についてもやはり再度ですが、定款等に基づいて返還されるかどうかですね。それから、こういった総会の決議事項というふうになっているということで、それについても、もしかそれが正しいのであればやはりそういった手順を踏んでいただくようにということで、私たちもそれを見守っていきたいと考えております。

それから、会員の特別手当についてでございますけれども、これも特別手当の根拠となる規定もなく、また理事会などで決定もございませんので、シルバー人材センターとしては早々に御検討していただくようにお話をしました。

それから(8)の委員会構成についてでございますけれども、その御指摘の中は、代表理事とかそういう監事さんは委員会に所属してはいけませんよという御指摘でございましたので、現在は監事、代表理事は各委員会にも所属されておりませんということです。なお、委員会の規定、定款についても是正されるように検討していらっしゃるということで、私たちもそれを再度見守っていきたいと考えております。

それから(9)の受託事業収入について、市も平成25年度から契約の積算についても見直しをいたしまして、平成24年度の実績を踏まえてですが、シルバー人材センターも配分金、事務費手数料、材料費等で積算されると考えております。市としても、やはりきちっとした積算をしていきたいと考えております。

それから、福祉生活課に対する結果の中でございますが、(2)に平成24年度補助金の返還についてというものがございます。

これは先ほど副市長がお話をしましたとおり、市としましては、まずシルバー人材センターの決算もまだ数字も見えていないという数字と、それからこれからの1つずつ市としても検証していきたいと考えておりますので、今の時点ではどれだけ返還を求めるのが正しいとか、そういうことではないと考えておりますので、それについても少し見守っていきたいと考えております。市としても、とにかく1個ずつ検証していきたいと考えております。

それから、このシルバー人材センターの執行状況についてということで、代表監査委員の方は11月末までの監査でございました。市としましては、その以後現在まではちょっとまだ報告いただいておりませんが、私のほうとしてはその以後の収支計算書及び貸借対照表の提出を求めまして、中の数字を見させていただきましたが、最終的にはそういった決算で新聞等に載っている数字ではない結果が出てくると思いますけれど、今のところまだ中間でございますので、これについてもやはりシルバー人材センターに数字等をどのようにしていくかということもお聞きしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔7番議員挙手〕



議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） るるその処方の仕方についての答弁でございましたが、私なりに再質問的な発想から、さらにお尋ねをしていきたいと思っております。

いわゆる最初に御説明いただきましたシルバー人材センターの23年度の財務についての中に、金額が一致しなかったとか総勘定元帳がないものがあるとかということについても、確認して今後きちんとやっていきたいということですが、通常では非常に考えにくい話なんです。元帳がないのとか、金額が一致しないなんていうことは、どこの世界でも一つの組織を構成している以上、考えられない状況になっているのがこの報告の現実ではないかと思うんです。

またるる述べますが、その次に2番目につきましては、財務について、先ほどおっしゃったように、報酬費がいわゆる材料費が設けられて支出されていると。それから、予算は定款で総会の決議事項になっているのに、それがなされていないと。いわゆる市から補助金600万出すときも、予算書が提出された上、その予算書と前年度の決算書が出された上で、多分これによしということでお出しいただいていると思うんですが、それらがいわゆる社員総会にかかったものでなかったということがここで判明したわけですね。

先ほどの1番にしる、今の2番目にしる、要はでたらめの書類づくりとか、いわゆるでたらめの経理、財務を行っているとしたか、市民から考えるとそういう認識にしかねないということですね。

それから、3番目の職員解雇に伴う訴訟費用については、先ほど副市長からもお話がありましたように、流用はされたかされなないかは判断できないという監査報告でございますが、私流の意見を述べさせていただきますならば、いわゆる事業活動支出のほうに5,000万ほど、それから収入のほうには4,100万ほどということで、収入の4,100万、これは24年度の決算というか11月末までの暫定的な決算書ですね。この監査報告に伴う決算書ですが、その中の数字を見ますと、総収入が4,188万3,000円、その中には市からの600万も入り込んでいるわけですね。支出の5,090万の中には、いわゆる訴訟費用が雑支出として計上されている。その額は456万ですが、そのうちの24年度の分は370万5,000円が訴訟費用ですので、その中に入り込んでいると。

そうしますと、いわゆる入りと払いを収支計算書あるいは財務諸表という考え方からすれば、入ってないとは断定できないという見解を私は、流用されてないという、流用という言葉はおかしいんですが、使われてないという断定はできないというふうに考えております。

監査委員の方も判断できないということですが、いわゆる灰色なんですね。だから、使われてないということではないと。金に色はついてないということをお前回から申し上げておりますように、全体の中から支出されているという、全体の収入の中から支出されているという判断をすれば、その一部が使われているかもしれないと、そういう判断でございます。

したがいまして、だからといって補助金をどうのこうのは申しませんが、そういう議会側から監査請求した一つの大きな要因が、そのポイントがそこにあったからゆえ、あえて私の意見を申し上げておくところでございます。

次に、役員の費用弁償等につきましても答弁がありました。これらもおっしゃるとおり社員総会の決議事項であるにもかかわらず、そういうことがなされてなかった。その件については、午前中、西岡議員が費用弁償について短時間ではありましたが述べられましたが、それはそれとしまして、私もあるきちんとおやりいただいているシルバー人材センターに訪問いたしました。費用弁償あるいは役員報酬、行動費等々につきましてもお尋ねしてまいりますと、とんでもないやり方をしておいでですねえという評価でございました。もちろんこのシルバー人材センターは、当市のシルバー人材センターは国からの補助金をもらってないがゆえに、いわゆる緩慢な処理でも許されるわけですね。

だけれども、そこをですね。従前から申し上げておりますように、市としてもっと積極的にかかわっていただくべき援助団体ではないかなあと。12月の議会でも、見守るよりしようがないとか、先ほど部長も見守っていくというおっしゃり方もございましたが、見守っていただくのはいいんですが、もっともっと積極的に見守るということは、ある程度補助金も出しているし、今現在は市の仕事も請け負っていただいているわけですから、口も出していただかないと改善できないと思うんですね。

言ってみれば、あの組織をずっと眺めてみますと、大変言い方は失礼かも知れませんが、どんな立派な方が理事をやっているかは、一々私はわかりません。がしかし、どうしても一般市民の皆さんからの声を聞いておりますと、仲よしクラブではないのかと。瑞穂市もなかよしクラブという運動クラブ、ダンスのクラブがありましたようですが、いわゆるどなたかの息のかかった方々の集団であると。その集団が、イエスマンばかりの集まりの中で理事会を開いても、全部そのまんま、思うがままに決まってしまうという、この構図が改善されなければならぬ大きなポイントではないかと、このように考えるところでございます。

その証拠に、会員の特別手当についても申し上げるならば、これをもらっている人に私面談してきましたが、そんなものは欲しくないのにくれたんだと、こういう話ですね。もらえなければもらわないでいいから、やり方は幾らでもあると。この5,000円を維持しようと思えば、作業報告書をいかに報告するかだけでその点はカバーできると、例えばですよ。複数の人に会ってまいりましたが、そんなようなお話を聞きますと、いかにたがが緩んでいるかと、こういうことでございます。もちろんシルバーにも監事という制度がありまして、御立派なお2人が監事をおやりのようでございますけれども、じゃあその方々も監事としての任務をきちんと発言できるかということ、やはりこれも先ほど申し上げましたように、どこかでのお仲間のグループですので、本当は言いたいけれども言えばやめさせられるかもしれないということで、しが

みついているという方々ばかりでございます。

また、先ほど委員会構成をして積極的にシルバー人材センターを成長させていこうというようなことで、理事長も監事もいろんなグループに所属したという監査報告もございましたし、これはガバナンスの重要な役割を適切に果たすためにも、独立性を確保する必要があるというふうに監査委員から指摘されております。よそのシルバー人材センター、あるいは県の連合にも私行ってまいりましたけれども、そういう委員会は結構つくっているそうでございますから、つくことは悪いことではないと思いますし、前向きにやっていただいたものと理解しておりますが、理事長や監事まで入れるというのは、なるほど我々もこの監査があるまでは知る由もなかったということでございます。

そういう委員会に所属すれば、言いにくい話ですが、先ほどの1日行けば3,000円もらえる費用弁償にも該当するからということでお入りになっていたのかもわかりません。これは定かではありません。

それと、受託事業収入についての項目でございますが、やはりこれは先ほどの答弁の中にもありましたように、決算をやらないと最終段階で幾ら収益が出るかはわかりませんが、いわゆる民間、個人の場合のやり方と、市との契約業務のやり方に差をつけないとおかしいと。この監査委員からの御報告ですと、仮に10万円の仕事を請け負った場合に4万5,000円前受け金で処理するということは、それは結果的に収益に該当するということで、新聞紙上でも1,600万云々という記事になっているようでございますけれども、根本的にはやはり公共サービス、今度解散されて新たなところへ公共サービスが合併されるわけですが、公共サービス時代に市が出していた単価は適性であったのかということまでさかのぼらざるを得ないんですね。いわゆる公共サービスより安いからいいじゃないかという単純な発想の中で、いわゆる契約がなされていると。

じゃあその見積もりはどのように検証されているのか、あるいは指名委員会か何とか委員会が構成されておりますが、その中でどのように克明に議論されて、あるいは予定価格はどこでどのような根拠のもとに積算されたものであるのか。予定価格より低ければほとんどがオーケーというように、ある課から聞いております。また、ある課の聞き取りによりますと、自分たちも専門家ではないんで、やはり前回より安ければというような判断で、何とか今までやってきたというようなことのようにございます。だから、その辺はまことに言いにくい話でございますが、さらなる市側の検証、あるいは充実も必要ではないかなあと、このようにこの監査報告を拝見させていただいて感ずるところでございます。

これは一シルバー人材センターのみならず、このシルバー人材センターは随意契約でございますので、随意契約だからこそ、ひょっとしたら緩い感覚におなりになっていらっしゃるかもわかりませんけれども、たとえ随意契約であろうがなかろうが、感覚は一緒でございますので、

市の税金を使って仕事を出していると、こういう観点に帰っていただくならば、より厳密な見積もりを検証していただいておりますということでない、もう今後もシルバー人材センターから、市は大したことないなあと、こっちから出すやつそのまま受けてくるじゃないかと、結構もうかる仕事だなあと。もうけていただく必要もありませんが、いたずらにこのシルバー人材センターというのがたくさん収益出す社団法人であってはいけないわけですね。ある一定の利益は出していただいてもいいんですが、莫大な利益を上げるという意味合いのシルバー人材センターではないんです。

だから、より安く出せばより安く出していただければいいんじゃないかなあと、このように単純に思うわけですが、その辺のところを後からまたちょっとお聞かせいただきたいと思いますが、24年度の補助金の返還についてというところに入りますと、新聞では何か返還するという記事が載っておりました。もちろん真摯に受けとめるというお話も、新聞にも掲載されております。

先ほどの御答弁ですと、一々1つずつ検証して、返還するかしないかも含めて検討していきたいということでございますが、それはそれで十分、今の話、決算もまだ済んでおりませんので結構でございますが、11月末のこの監査の財務諸表と今度でき上がってくる3月末の財務諸表をきちんと検証していただいて、どこでどのように変化したか、この辺を、例えば具体的に言いますと、今普通預金に1,500万残高が残っているんですね、11月までの決算書によりますとね。そういうものがどのように使われていくのか、3月までにそういう検証を厳しくしていくことをひとつ担当部のほうにお願いしておきたい。

もちろんこれは性悪説でこのように申し上げておるわけではありませんが、性善説でぜひひとつその辺は対応していただけたらというのも、突然監査に入ったら、あれもこれも全ているようなものが出てきたという、殊のほか想像以上の結果が出ていることによって、今申し上げるような発言をせざるを得ないということでございます。

したがって、先ほど申しましたように、この補助金の返還をどうするかについて、いま一度副市長さんの御答弁をお願いできたらと思っているわけでございますが、今返還しろとか、そんなことは申しておりませんが、監査委員は返還すべしという結論なんですね。返還させればシルバーがやっていけないよという現状であれば、これは非常識な話でございますけど、この結論は、今返還させてもやっていけるんじゃないでしょうかという検証をされた上での結論でございますのでその辺のコメントを、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） いろいろ今御指摘いただいた中で、補助金に関していえば、新聞でも報道されておりましたんですが、余剰金が生じるようであれば返還をしてもらうというのは、これは当然だというふうに解釈しております。

ただ現時点では、余剰金が生じるか生じないか、そこをまだ詰めておりません。と申しますのは、先ほど来議員御指摘のように、いわゆる市のほうが仕事を発注するわけですが、発注するに当たりまして仕様書をつくっております。その仕様書に基づいて、受注者は見積もりを出すわけですが、調査する中で、極端な例を申しますと、積算するいとまがないということで、例えば、公共サービスが100万出しておったものでそれより10万引いて出しておけといった例もあったように聞いております。となりますと、正式ないわゆる仕様書に基づいた積算がなされずに金額がはじき出されていたということが事実とすれば、やはりこれは捨ておけないということで、市としてもやはりそこにメスを入れなければならないというふうに思っています。

そうした結果、一つ一つの監査委員さんが御指摘いただいている50万円以上の工事に限っても、そうした検証をした結果、余分なお金が行っておったのであれば、それを返してもらわないかというふうに思っております。それは変更契約という形で返していただくことになるのかと思います。

そうした精査をした結果、なおかつ余剰金が生じるようであれば補助金返還もあり得ますし、そうした正規な積算をやった結果、やはり人件費相当分の補助金が必要になってくれば、それはまた別の観点が生まれようかと思えます。

いずれにしましても、先ほどお話ししましたように、ここら辺の調査の結果については議会にもしっかりお示しをさせていただきたいと思っておりますので、今調査をやっておる最中で、早速指示をしまして、仕様書を集めてどういうふうに見積もりが出されてきたのかということは今検証もし始めておりますので、そこら辺のところ明らかにした段階でそれなりの判断はしなきゃならない。

ただし、変更契約をするとなると、3月31日までに変更契約をしなきゃなりませんので、そんなに時間のない話でございまして、決して決算を待ってとか、そんな悠長な考えはしておりません。とりあえず着手できるところから手をつけまして、それなりの回答を模索していく必要があるかと思えます。

それが市側としてできることで、あと一方で、シルバーがみずからやられなきゃならないことですね。私たち、当然一般社団法人と財団法人に基づく、その法律に基づいて設立された団体でございますので、みずから定められた定款がありますので、その定款に沿って運営されているという先ほどのお話じゃないですけど性善説、信義則の原点からいってそう信じておったわけですが、その実態がまさに御指摘のとおり、はっきり言って言語道断としか言うしかない実態であったということが明らかになった以上、それに対しては、これは向こうのほうからの自治法第221条の規定の調査権もさることながら、そこにも制限があると思っておりますので、ただ先方が要請されれば指導もできるんじゃないかということをおもっておりますので、そ

れなりの指導の仕方も、今まで福祉部でやっておったんですが、福祉部ではどうしても会計、いわゆる経理面についても十分でなかった面もあるんじゃないかということを考えておりました、市長が総務委員会でもお話をさせていただいたんですが、企画部のほうでも応援をしながら、早急に会計基準についてもチェックをさせていただきたいと思っております。

伺っているところ、公益会計基準を使っておるという話を聞いておりました。そのソフトで、そうするとおのずからそんな不合理な経理がなされないわけなんですね。ですが、先ほど福祉部長が言いましたように、あえてそれをなぶっておるんですね。入っていない項目があると、それを入れていくように変えているということ、そもそもそこいわゆる作威的なものを感じるわけですが、それが悪意をもってなされたとは思いがたく、どうも聞いてみると、こんなことを言うと失礼ではありますが、十分認識されずに、極端な言い方をすれば無知蒙昧な面もあったのではないかなというふうに思わざるを得ない部分もあるわけですね。そこら辺を正しく是正しながら検証をして、結論を出したいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

おっしゃるようにソフトの問題、私も県の雲井町のほうですね。連合会のほうの女性が言いますのは、新しい科目ができるたびにファクスで送っていますと、こういうことでございますから、連合との連絡のもとにそのソフトの中で処理していると思うんですが、しかしそれを今この話、性善説か性悪説かによりましてそのような結果になっているということは真摯に受けとめていただかざるを得ないと、こういうことかなあと考えているところでございます。

時間がたってしまいましたんであれですが、通告の50万の入札の問題は、基本的にはシルバーは随意契約ですのでちょっと飛ばしまして、先ほど来出ております訴訟費用、およそ450万を損失計上しているわけですが、これらにつきましてのシルバー人材センターの幹部の皆様にもどのような責任をとっていただくべきかの考え方が、市当局にどのようにおありになるのかお聞かせいただきたいということで、これは市長にということになっておりますが、どなたでも結構でございます。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） この件に関しては、やはり指導はしなきゃならん部分ではありますが、基本的には社員が総会で役員を選任されて、その役員に委任をされておるという団体ですね。そういった団体から考えれば、その団体のほうのいわゆる社員総会等開かれて、そちらのほうで御決断をされるべきであって、その人格を持った団体に対して市が賠償を負わせるとか、そういった判断はできるものではないというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） そういう点は、確かに先回も、別法人ですので云々という話がありましたが、やはり先ほど来申し上げておりますように、その節も申し上げましたが、誰かを首にするとか、誰かを退職させよとか、そういう意味合いではなくて、あるいは個人弁償させよとかそういう意味合いではなくて、何がしかの責任をとると、そういう構図がないと市民は納得しないと思うんですね。何かその辺はシルバー人材センター側がみずからそういう責任のあり方を自問自答していただいて、結果として市に御相談いただくという構図でないと、このままじゃあ450万の損失はことしの3月決算の中で処理されていってしまうと、もう来年になると消えていってしまうわけですね。

今こそ、この決算期に計上されているこの数字がある間に、そういう何か措置をとっていただく必要があるのではないかと。具体的には申しませんが、その辺のところをひとつよくお考えいただくよう御指導いただきたい。いわゆる指導といいましても、向こうは向こうでやっているからという面もありますが、やはりそういう意味からすると、もう少し申し上げますと、会員から理事が選ばれることになっておりますが、必ずしも会員ばかりじゃなくて、会員以外からも理事を選んでもいいということになっておりますので、今後の体制づくりを、やはり新たな体制づくりにするには、先ほど来申し上げておりますように新たな方々も、会員以外の方々も理事に入れ込んでこれを前向きに改革していくと、こういう姿勢が必要ではないかなあと、こんなふうに考えるところでございまして、今の理事の皆さんが優秀な方ばかりではあるうかと思えますけれども、さらに優秀な方を入れ込んで、この困難な状況を脱却するという手段にひとつ使っていただけたらありがたいのではないかなあと。幾らでも瑞穂市内にそういう方は大勢いらっしゃいますので、そういう方法もお考えいただけたらと、このように思っております。

大変時間が過ぎましたけれども、平成25年度第1回瑞穂市議会定例会の市長の所信表明の中に、包括外部監査はもうやめて、いわゆる監査機能の充実を図ると、こういうことになっておりますが、その辺のところにつきまして具体的にどのように監査の充実を図っていかれるのか、このようないろいろな問題点も、市庁舎内にあるわけではないんですが、いろいろあるわけですが、その辺もところをお伺いさせていただきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、包括外部監査の関係についてお答えをさせていただきたいと思えます。

議員も御承知のように、市長のマニフェストを実現するという目的もございまして、当市では任意に条例を制定しまして包括外部監査を実施してまいりました。この外部監査は、あくま

で任意に、自主的に市が行う監査でございまして、その目的として監査委員監査を補完し、外部からの視点から地方公共団体の事務をチェックするために地方公共団体が契約を締結した公認会計士、弁護士などの専門的な高度な知識を持った方が外部監査人になっていただいで監査を行うというものでございまして、瑞穂市では平成22年度から3カ年度実施してまいったわけでございます。

この包括外部監査は、包括外部監査契約を連続して4回同一のものと契約を締結してはならないという自治法上の規定がございます。そういったことから、3年を経過した現在、どのようにするかというようなことを行政内部で検討いたしました。そうした検討の結果、包括外部監査については過去3年間実施した内容について、それぞれ課題をいただいでおりまして、その課題についてはそれぞれ今は企画財政課のほうで目標をつくりまして、その目標に沿って努力しておるところでございますが、この事務内容も相当なものでございまして、かつこの3カ年間に行った事業内容をお話ししますと、平成22年度は公の施設の管理運営のあり方について、平成23年度では補助金等の執行状況について、平成24年度では契約、入札状況についてを監査していただきました。

ここで指摘されたことをつづさにやっっていこうと思うと、結構事務量もあるということで、なおかつ骨格とされる事業でございますので、ここで一区切りをつけたらどうかという考えに至ったわけでございます。

したがって、今定例会に条例の廃止を上程させていただきましたところでございますが、それで御質問の今後のどのようにしてやっっていくかということでございますが、新年度、来年度から監査委員事務局に正職員を1名増員します。そして監査事務体制の強化を図るということでございますが、これは監査委員さんからも要請がございました。そういった要請に応えるという形で許可してまいりたいと。従来配置しておりました補助職員には、守秘義務の関係等ございまして、その仕事の内容がおのずから制限されてくるということで、十分でなかったということ補完する形で監査事務体制を強化することによって監査能力を担保していきたいというふうに考えております。

また一方で、御承知のように報酬審議会で答申がありましたように、監査委員の報酬も日額報酬としまして、金額も客観的に、執務日数及び勤務時間に見合う額を担保したということで、監査委員さんのいわゆる監査環境を整えたことによって、十分な監査をやっていただけるといふふうに考えております。

代表監査委員さんにも、今の包括外部監査で指摘を受けた事項について、追跡して御調査していただきたいということもお願いしてございますので、監査事務局のほうで鋭意またその方向に向けて御指摘等いただけるものというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。



〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

時間の都合上、今の副市長の御答弁で大体理解できましたので、折り返し質問はいたしません。が、ぜひひとつそのような形で内部監査の充実に徹底をいただくよう、よろしく願い申し上げます。

それでは最後になりましたが、公立学校並びに公共施設の建物を中心に、太陽光パネルの設置する事業者に屋根を貸し出す方式を導入することについての考え方を伺いたいということでございますが、きのうも岐阜市議会の議会の中継を見ておりましたから、偶然にもこの屋根貸しあるいは土地貸しですね。この辺の議会の論争が放映されておりました。

私もいろいろ新聞等でも承知しておりますし、インターネットの中における足利市とか刈谷市とか碧南市等々からも資料を取り寄せましたが、既に御存じのとおり24年7月より電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法による再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートしたと、こういうところから始まっておりまして、42円になったそうですが、きのうのニュースですとまた37円とか38円になったというニュースもありますので、その辺は流動的でございますが、その辺の見解を、現在穂積中学校、巣南中学校にも太陽光発電は設置されておりまして、それなりのデータは取り寄せておるわけでございますが、また瑞穂市におきましても瑞穂市地球温暖化対策実行計画が平成21年3月に実施施行されながら、今日におきましては既にその目標を達成しているとの報告は受けておりますが、担当部の御見解をよろしく願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） それでは、教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

まず現在の学校における太陽光発電につきましては、穂積中学校、巣南中学校に設置しております。この2校については校舎の改修時にあわせて設置しております。そのほか、PTAからの寄附により西小学校にも設置しており、いずれも発電した電気を電気代の一部に充てております。また来年度は、穂積北中学校の大規模改修にあわせて太陽光発電の設置を計画しております。

学校の太陽光発電につきましては、児童・生徒が環境教育に生かす目的で、自治体が自前の予算で導入するのが普通ですけれども、議員が言われましたとおり、最近公共施設を所有する自治体がパネルを設置する事業者に屋根を貸し出す方式が確立しまして、自治体が多額の予算を使わずに済むようになってきております。岐阜県においても、公立学校において屋根貸し事業を募集しておると聞いております。

実際に賃貸収入は幾らぐらいあるのかということですが、愛知県刈谷市の例によりますと、

学校14校で貸出面積6,700平方メートルで年間約110万円となっております。1校当たり478平方メートルで年間約7万8,600円、1平方メートル当たり年間164円の賃貸収入となっております。

一方、穂積中学校と巢南中学校については、先ほども言いましたように1キロワット24円で売電しております。例えば設置面積が、両校の平均が160平方メートルありまして、発電量の料金換算が年間約34万円ございます。そうなりますと、1平方メートル当たり年間2,111円生み出していると、こういう計算もできると思います。設置の有無など条件が異なるので単純な比較はできませんが、学校の環境教育においては、実際に発電した電気が学校で消費した電気の一部を補っているという身近な例、そういう仕組みがわかりやすいのではないかと考えます。

そういうことで、もちろん賃貸収入を重視するのであれば市全体の公共施設、こういったものの面積を確保すれば屋根貸し方式を研究していくことも方策であると考えております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） あと1分しかありませんけど、エコスクールという考え方に立たれまして、ぜひひとつ文科省の認定も受けられれば補助金もさらに深く出るそうでございますので、よろしくお願ひしたい。

あわせて、公共施設の問題ですと総務部長かと思いますが。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいま教育次長のほうからいろんな貸し方があるよということで御紹介をさせていただいたところでございますけれども、私どもの各種公共施設につきましても、どの建物も改修をしなくてはならない時期がぼちぼち来ておりますので、そうした改修計画の中で屋根の貸し出しについても検討してまいりたいと思いますので、また皆様と御相談をしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

最後になりますが、今年度予算の中の改修工事の大型は穂積北中でございます。ぜひまたその改修のときには、こういうことも前提に立てた改修をよろしくお願ひできたらと、このように思っておりますのでございます。

時間になりましたので、以上をもちまして私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、新生クラブの広瀬武雄君の質問は全て終わりました。

続きまして、公明党、若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

13番（若井千尋君） 議席番号13番、公明党の若井でございます。

藤橋議長のお許しをいただきましたので、公明党会派代表としての一般質問をさせていただきます。

昨日である3・11東日本大震災から満2年の時が経過いたしました。3月8日現在、死者1万5,881人、行方不明者2,668人、避難者は今なお31万人以上と報道をしております。さらに、本当に多くの方々が困難な生活を続けられております。一日も早い復興を心より願うものでございます。

さて、この大震災で私たちが教訓としたものは何なのか。学んだこと、また学ばなければならないことは本当にたくさんあると思います。このことをよくよく踏まえ、今回、最初の質問は地域の間関係、つながり、助け合い等と、いわゆるきずなの強さの必要性、また大切さを考えたときに、自治体の受け皿というか、地域住民のきずなの最前線の組織は、家族のその次が自治会であると私は考えます。

そこで今回、その自治会のあり方について執行部のお考えをお聞きします。またもう1点は、緑の分権改革について伺います。以下は質問席より質問させていただきます。

最初の質問ですけれども、ちょっと私来るのが遅かったもので、けさボックスの中に、瑞穂市の今後の自治会と校区活動の案という資料が入ってありました。

最初にお聞きします。瑞穂市の今後の自治会と校区活動の案ということなんでございますけど、この方針についてその内容をお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） けさほど、自治会と校区の活動の案について資料が入っておったよということでございますが、実を言いますと、この資料12月にも皆さんにお配りがしてございますし、自治会長会議でも12月の際に既にお配りをしてございます。

また内部でもいろいろ協議をしての結果でございますので、今後の自治会のあり方というのを皆さんと一緒に考えていきたいというふうに考えておりますので、決してこれから私どもがどうこうすることじゃなくて、皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

それで、お答えをする前に、平成24年度からでございますけれども、自治会連合会の会議録の要約とか主な資料をホームページに掲載させていただいております。ただちょっとおわびでございますが、12月の自治会の会議の資料を掲載してあったんですけれども、ちょっと先日誤って消してしましまして、御質問いただいたときにあらへんがねという感じで、再度また掲載をさせていただきました。現在のホームページには4月の総会の資料、そして12月の会議の資料ですね。そして1月の自治会の理事会の資料が入っております。またこれらの会議録等につ

いては、自治会長さんにもお配りをしております。

また、全員の自治会長さんに集まっていただいて会議をやる前に、役員さんと十分な意見交換をして、次回皆さんが集まってもらうときにどういう会合をしていこうかという話し合いをしてそれぞれの会議に臨んでおりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

それで御質問の回答に入る前に、校区のまとまりということをごさうのようか考えてみえるかちょっとわからんですけれども、岐阜県下ですね。平成の合併以前の市とか全国の市町村のほとんどが地域のまとまりと申しますと、私どもでいう自治会のほかに、それをまとめる校区ごとの連合会組織がどの市もできておると申すことだと思ひます。他市においても、また私どもにおいても、PTAや子供会など教育委員会関係は当然小学校区ごとにいろいろなまとまりができております。一方、私どものまちを見てみて、よそとちょっと違うのは、多分、他市のどこでもですけれども、自治会とか消防団とか交通安全協会、女性防火クラブ、民生委員さん、日赤奉仕団、老人クラブ、女性の会などほとんどが校区ごとに分団とか支部とか、連絡会、連合会などが組織されておって、責任者がおられ、その責任者同士が話し合いをして校区の運動会とか敬老会とか文化祭、防災訓練などが行われているというのが実態ではないかと思ひております。

それらの資料が今の中に具体的にわかるかと思ひます。各市町の状況の比較表がございますので、どこの市町村もおおむね市全体の会議ですね。その下は校区のまとまり、その下に自治会があるという格好になっておるかと思ひます。

私どもはまだそこまで行っておりませんので、自治会と全体会という格好になっておりますし、各組織も市役所対全体という格好になっております。ここにもう一つ自主性が生まれていないのではないかなということをお気がついております。

それで、ちょっと今度災害について考えますと、この校区のまとまりができておれば、どこでもですけれども、基本的には避難所となりますと小・中学校、コミュニティセンター等が避難所に最終的にはなるかと思ひますし、そうしたまとまりができていますと避難先での役割分担がもうできておって、訓練なども毎年実施されているのが現実でございます。

それを考えますと、今の私どもでどのようにしてそういう体制を整えるかということで、12月の自治会長会議でお願いしたのは、25年度ですね。26年度に向けて自治会をベースに、緩やかな校区の連合会組織をつくろうじゃないかということをお願いがしてございます。ですので、25年度の理事さんの選出についても、また会議も回数をお重ねますので、できるだけ地域をまとめてほしいということが既にお願ひをしてございます。

最低限考えておるのは、避難所の運営とか防災倉庫の点検などはもう校区の皆さんで自主的にやっけていただけるようにと、そんなことを思っているということでお話をしたところでございます。

十分な説明時間がない中で、あちこちで校区の連合会組織という言葉が伝わっておるのも、実をいいますと瑞穂市の多くの市民の方というのは転入しました人が非常に多いわけですね。ですと、やっぱり大きい市から転入してきてみえますので、他のまちはもうできていますから、余りそういうことを気にせずに、まあ始まるかというような感じで考えてみえる方も非常に多いのではないかなということで、理解はいただけると思いますけれども、いろんな話し合いを通じて少しずつ進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今回、この自治会という私も正直言ってテーマが大きいというか、その部分で今の総務部長がおっしゃった自治会の連合会の資料を見せていただいたんですけども、今まで防災ということに関していろいろ御質問していったときに、また後からダブるかもしれないけれども、もちろん校區別でやっていくことというのはそういうふうになっていくんだなというふうに思うんですけども、現在の自治会自体がいろいろ力の差といったら言い方は悪いんでしょうけれども、それが非常にある中で、それで今の総務部長がおっしゃる自主的ということが今の小さい単位の自治会でも自主的になかなか事が行われていないような状況をお聞きしたりする中で、自主的という言葉が執行部が使われても、現場サイドは果たしてどうなのかということは正直言って心配が起こるわけでございます。

質問をしながら、お答えを聞きながらちょっと話を詰めていこうというふうに思っておりましたので、冒頭お話ししたきずなということが今災害から2年たって、本当に地域の方の向こう三軒両隣ではないですけど、やはりそういった形で大事になってくるなあというふうに思っていましたら、今総務部長のお答えの中で、このまちは非常に新しいところで、いろんなところからいらっしゃるけれども、そこからいらっしゃるところというのは、他市町はもう校區別の自治会ができていうふうに話をされたかと思っておりますけれども、ただそれが反対だとかいうことではなくて、本来ならば自治会組織というのは自治体の受け皿という言い方は変なんでしょうけれども、そこで自主的な活動がしっかりあってしっかりではないかなあというふうに思っておるわけですけど、そういう組織ができなきような状況の中で小学校単位でくっつてしまえばいいのではないかなということが、危険性があるというふうに感じたもんですから、そうではないとは思いますが、そのことがまずお話しした自治会によってはいろんなことの行政発信することが同じように飲み込めていただいて、同じように事が進んでいるとはなかなか思えなかったもんですから、本来ならば他市町と比べること、この議会に通じているんなことで他市町と比べることはあろうかと思っておりますけれども、私はこの自治会組織というのはもっと独自性のある組織であっていいのではないかな、要するに瑞穂市のカラーがあってもいいのではないかなというふうに思います。

こういったことは後々また同じようなことを発言するかもしれませんが、そういうことを受けて、ちょっとわからなかったんですけど、この自治会活動の交付金が見直しがあるということでございますけれども、このことも25年度から交付金の削減があるというふうに聞いておりましたけれども、この辺について少し御答弁いただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） いきなり自治会と交付金といいますと、また下げたんかという話になりますけれども、それ以前に12月の自治会長の会議の前の中で一つ、消防互助会の廃止というのがございます。

実をいいますと、この消防互助会の会費を今300円いただきながら、火災の場合のお見舞金とか消防団への補助金ということでこの会があるわけでございますが、平成22年ですね。2年ほど前に1回なくそうかという話し合いがあったんでございますが、その際にはなくすことはできませんでした。

その思いの中には、非常に火災が減ってきたということですね。そして、火災があった場合には、火災の見舞金は各自治会にも出しておられますし、消防団への補助金も市も出しております。自治会も実を言うと皆さんほとんどの自治会が出してみえと、そのためにということが、実をいいますとありました。そして大きな災害が起こったときには、この300円を集めたお金ではどうにもならんということもあります。そして、こうした制度を市全体でやっているところはもうほとんどありません。校区でそういうことをやってみえる市はあるかと思えますけれども、市の制度としてやっているところはもうございません。

そして、また多くの自治会長さんから、これやめたらどうやという意見もかなりあったことでございましたけれども、平成22年度にはできなかったということで、この際やめようかということで2回目を出したということで、御協議をいただいた中で取りやめにするという格好になっております。

平成25年度につきましては、今ある財源で、今加入しておられる自治会においては火災があった場合にはお見舞いを出すと。また消防団の補助金についても、25年度、26年度ですね。この2年間については今と同様に進めていきたいと。それ以降については、まだ少しお金が余るかと思えますので、また自治会のほうでよく協議をしてということで御結論いただいておりますので、よろしく願いいたします。

そして、その会の後の議題として、自治会と交付金についてということでお話を差し上げました。現在の自治会長の報償費ですね。そして自治会交付金、そして他市の報償費、交付金の状況、そして街路灯の電気代の公費負担ですね。これについてもいろいろ御議論はあろうかと思えますが、多くの自治会が電気代を払ってみえた、修繕費を払ってみえたということがございましたので、それについての私どもの考え方、そして自治会長さんが報償費をかなりもらっ

てみえます。私はそうかなりとは思っておりませんが、もらってみえる中で、事務費等の支出をほとんどそのお金でやってみると。本来は自治会の会費の中から事務費を出すべきではないかということで、御意見を差し上げたところでございます。

そして教育委員会が実施しておる地域組織補助金の現状ですね。これについても教育委員会のほうが地域、校区ごとでの活動をということで運営を指導してまいりました。こちらについての現状をお話し差し上げたという中で、提案としましては、自治会活動費の振興交付金の1,400円を1,000円にしてはどうかと。そして自治会の事務取扱交付金、これは広報の配布手数料等でございますが、780円から360円にしてはどうかと、こんなことを提案したわけでございます。

12月についてはそうした説明だけで終わらして、その結果をもってということで1月15日にまた役員会を催しまして、その際で消防互助会の件と交付金の決定、先ほど申しました件については決定をいただいて、各自治会へ会議録として送付をさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

御質問の内容が、先ほど少し言われたんですけど、若井さんは多分自治会の状況がかなり違うんだよと。その中でどのようにしていくかということで御質問しておられましたので、今自治会の交付金をどのように下げてどうこうという理由につきましては、実をいいますとあすそれを質問してみえる方がありますので、そちらのほうである程度きちっと説明をしたいと思っております。

ただ、きょうたくさんお見えですので簡単に申し上げますと、やはり電気代等が公費で賄われたもんで各自治会ではかなりお金が、悪いことを言えば余っていると。それを繰り越したところもあるようですし、別の会計に持っていかれたところもあるようですし、また会費を少なくされたところもあるかと思います。また、校区の活動についてもいろいろ疑義があるということも聞いております。そうした中での見直しでございます。

他市町に比べるとかなりの高額な額が行っておるということも事実でございますので、詳細につきましてはまたあした説明をさせていただきますけれども、そういう中身で見直しをしたということでございます。

やっぱり年金等も下がっておりますし、皆さんの生活が非常に苦しくなっていますので、要は私どもがお金を下げたということじゃなくして、お金の使い方、補助金の使い方をこの際見直してほしい、そしてできる限り自分たちでできることは自分たちでやってほしいというのが私どもの基本でございますので、決して補助金を下げたからということでなくして、いろんな活動の仕方を考えてほしいと思います。

そして先ほど、自治会のほうで差があるんじゃないかということですが、今の若井さんの御質問の仕方はやはり市が自治会のほうを指導しておるという立場でございますけれども、

もうよその市は自分たちで自治会を進めていくんだということに完全になっています。

防災とちょっと重なりますけれども、私どもの自治会の中でも防災訓練を自分たちできちんとやってみえるすばらしいところがあります。というのは、基本は、私はお願いしておるのは、組ごとの中で、よその組はわかりませんので、自分の組ごとの中でいろんな役割を決めてくださいと。1人1役です。組の中で名簿もつくってくださいと。よく守秘義務と言われますけれども、皆さんがお互いに助け合おうよとなれば、きちんと名簿をつくってみえる自治会がもう幾つもあります。万が一の場合は、誰が誰を助けるんだと、そこまでもう行っています。そして組ごとで助け合って、小さな災害であれば組の中でできます。もう少し大きくなれば自治会だと思えます。もっと大きくなれば、これはいよいよ避難所です。避難所の運営になればやっぱり校区ごとです。

それが他の市町ですと、自治会のまとまりができていますし校区のまとまりができていますので自然にでき上がるんですけども、私どもは残念なことに今まだそれぞれの自治会に、12月に避難所のどこへ避難されるんですかということをもとめてくださいよということで今お願いをしているという状況でございますので、決して私どもが上から目線で皆さんにお願いしておるのではなくて、もう皆さんのほかの地域では自分たちで自然的にできると。

ですので、今回またあす質問される方がありますがけれども、自治会のほうで防災倉庫とか防災資機材、かなり補助金を使ってもう準備をしてみえる自治会が幾つもあります。ですので逆に言えば、市がお願いするのでなくて、校区のまとまりができていますと、しっかりした自治会が幾つかありますから、その周りの自治会は非常にまとまってきておりますし、校区の中で一つのまとまりができてきておりますので、そういうことができ上がれば必ずや大きな震災があっても自分たちで自分たちの地域を守れるんだという力が出てくるだろうと思えます。市役所が言ったからやるのではなくて、みずから自分たちでやっていただくという方向が全てにおいて必要ではないかと思っております。

各種団体においても、残念なんですけれども、補助金は出しておりますが、その各種団体が本当に自分たちの活動として活動しておられるでしょうか。ぜひとも見直しをしていただきたいと思えます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、総務部長、一遍にいろいろお答えいただきましたので、お話だけ伺っていれば市は何も悪くないような捉え方を、そんなつもりはなかったんですけども、非常に、ちょっと本当にそんな答弁でいいのかなというふうに私は思いました。

もしあした地震が来たら、今地震が来たら、そんなことが言っておれるかどうかはまた別問題になってくると思えますし、他市町のことをおっしゃいますけれども、当然、先ほどから言



っておるように、自治会さんが本来もっと独自のものを発揮していかなければならないということは私も重々わかっています。

昨年から、自主防災組織を設立ということで市は言われますけれども、どんな状況ですかというふうに聞くと、どれだけの自治会ができて何パーセントです。こんなのはパーセントの問題じゃなくて、できるところはできるでいいんですけれども、できないところをどう考えていくかということ、上から目線ではなくて、どういうふうに物事を考えておられるのかということが非常に聞きたいことでありましたけれども、項目ごとに聞こうと思いましたが、総務部長、たくさん言われましたので、先に、ちょっと前後してしまいますけれども、もう1個忘れないうちに言うと、自治会が強くなれば自治体は強くなるのではないかな。強いという表現はまたわからないですけど、何かにつけて今総務部長おっしゃるように、自主的にできる組織がたくさんできてきて、そうなれば当然そのつながりもあるやろうし、いろいろ組織力というのはついてくるんですけれども、それが先ほどから言うとおるようにできるところとできないところがあるというふうに思っているんです、思い込みかもしれませんが。

そうであるならば、例えば自治体、市が強くなれば県も強くなって国も強くなる。市も国の補助金なんか頼らんだって、自主財源をしっかりとつくれるような知恵を出して力つけていければ、国に頼らんでもできるんじゃないかなという話になりかねないのかなというふうには思うんですけれども、ちょっと前後しますけど、ではこの連合会の質問の中にあつた災害時の避難所の調査という項目がございました。これは先ほど言っちゃいましたけど、24年の11月現在で50自治会が自主防災の組織ができていて60.8%だと。先ほど言ったように、これはパーセントの問題ではなくて、できていないところはどういう条件があるんだろうということを行政はみていかなければいけないと思うんですけれども、この中でことしの2月末日までに調査報告を依頼されて、提出状況を聞かれておると思いますけれども、これは今現在どれほどが、避難状況というか避難所の調査に対して自治会は市に報告されたんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 災害時の避難所でございますが、12月の自治会の連絡会でお願いしたのは、水害と地震でございますね。その際、また地震の規模、水害の規模によって、一番最初に集まる場所はどこですか、その次、万が一集まる場所はどこですか、最終的にはどこへ集まるんですかということを各自治会の中できちんと話し合いをしていただいて、その結果を私どもへ出してくださいよということでお願いしました。

ちょうど今総会があちこちで行われているところでございますので、結構窓口に見える方で、えらいこと今話し合いがあつたよといって、幾つかの自治会からも、一般の人からも御意見がございましたけれども、多分、まだどこの自治会においても最終、皆さんでお話し合いをされて、どういう行動をとろうかということをしっかり把握してみえるところは数が少ないと思ってお

りますので、そうしたことをお願いしまして、この後最終的に集まれる場所はどこですかと。その集まれるところの防災倉庫でのまた点検等をお願いするという格好になっております。

平成24年度においては、各小・中学校、そして朝日大学に防災倉庫、そして防災資機材の設置をしております。また25年度にも、少し計画をしております。

ですので、今回避難所の調査をさせていただいて、最終的に集まれる避難所の自治会長さん、防災リーダーさん、これらの方と、いずれは校区のまとまりができれば自主的にその中で、当然どこへ私たちは避難するんだということが大体できてこようと思いますけれども、そうした訓練とか防災倉庫の点検などがお願いできるようにということで、避難所の調査を差し上げたところでございます。

そして、12月の自治会長会議のときに、私1つ皆さんに御紹介したのは、ことしの本田の防災訓練の内容の仕方を説明いたしました。ここで繰り返しになるかもわかりませんが、本田の訓練では、自治会長さん、防災リーダーさんみずからが消防署で訓練をされて、みずからの力で地域の一つ一つの訓練を引っ張っていかれたと、そういうことでございます。災害が起こったときには、残念ですけれども、消防署等がどこまでできるかというのは限られております。消防団がどこまでできるか、これも限られております。地域の皆さんが、お互いに助け合って生き抜くということが大事なことでございますので、そういう方向に切りかえております。

また怒られますけど、他市町を見ておりますと、もう今どこの市町村でも、ことしの本田校区であれば本田小学校、本田コミュニティセンター、北中学校に集まる自治会がみずから計画をして、みずから防災訓練をし、みずから防災倉庫の点検までやっていかれるというのが現実でございますので、ぜひともそれを目標にして、少しでも私たちも近づきたいと思っておりますし、その状況を12月の自治会長会議でもお願いしております。

もう1点は、本田団地の自主防災組織の状況が新聞紙上で出されましたけれども、この本田団地の自主防災組織の状況というのは県でも発表しておられます。つまり、岐阜県下の中でもかなり一生懸命やってみえるというお手本でございますので、やはりいいところを皆さんに紹介して、それをまねてもらおうと。皆さんに絶対できますので、そういう力強い、地域が力をつけてこれば、当然市町村の力がついてきますので、上から下でなくて下から上へ、ぜひ頑張りましょう。よろしく申し上げます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 何かきょうは本当に、総務部長にいろいろ煙に巻かれておるような感じがします。

この資料の中に、地域が目指すもの、地域が抱えている課題を考え話し合える組織づくり、

自治会の中で各種団体の役員も含めて話し合いができる。本当に理想のことです。こうなっていくように、今なっていかなければいけないと思いますし、そういうことができるようになればしっかりいろんなことがクリアしていけるのではないかというふうに思いますので、一緒に頑張りましょうということでございましたけど、当然頑張っていくつもりでありますし、頑張らなければいけないというふうに思っております。

ちょっとどうしてもこの質問は、自治会の組織というものがどうあるべきかということ、非常に今まで防災のことを聞いてきたがゆえに、どうしてももっとしっかりした組織になっていくということが、どこに問題があるのかなということを考えていたもんですから、ちょっと中途半端になってしまいましたけどお聞きいたしました。

関連のような次の質問なんですけれども、自治体における公文書管理の取り組みについてということで少し確認をさせていただきたいと思いますけれども、近年、自治体において公文書管理を見直す動きが進みつつあります。

これは2009年6月に国会で成立し、2011年4月に施行された公文書管理法を受けた動きです。公文書管理法は、公文書を適性に管理することにより、行政を適性かつ効率的に運営し、将来にわたって国民に対する説明責任を果たすことを目的としております。

この法律制定の背景のもととなったのは、いわゆる消えた年金問題や海上自衛隊の航海日誌の誤破棄などであります。これらの国のずさんな文書管理が明るみになったことを受けてこの制定が、機運が高まったというふうになっております。

この公文書管理法の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して、必要な施策を策定し実施する努力義務が自治体に課せられたため、自治体において公文書管理見直しの動きが出始めておるといふふうに聞いております。

公文書は国のみならず、自治体においても市民生活に関する諸活動や歴史的事実の記録であり、市民共有の知的資源であります。この公文書を適性に管理することは、自治体においても重要な課題でありますけれども、それはなぜかという、自治体において住民によるその検証を可能とするものとなり、民主主義の基本にかかわるものと言えるからです。まさに公文書の管理は自治体の重要な責務であると言えます。

これはまた東日本大震災の教訓から、大規模災害からの公文書をいかに守るかということも自治体の重要な役割であるということをおうたっております。

そこで、実は御存じのように、2月16日、瑞穂市議会は初めて条例にのっとり議会報告会、また意見交換会を開催したわけでございますけど、その中でお1人の方が、ちょうど本年、合併して5月に10周年を迎えるわけですけども、合併時に旧2町がいろいろ協議会した協議事項が100とか200あったとかという話をされました。それがどんなものが協議されたかということ、私いろいろ調べたんですけど、なかなか物がなくて、一部教えていただいた方が、聞く

のが精いっぱいだったんですけど、これが公文書とか言えるかどうかはまた別問題として、今お話ししたように、住民の方が話し合っていく、このまちをつくっていく上において財産でもあり、また重要な決定事項に至るまで、その過程を記録したものというふう考えた場合に、当市におけるこの公文書の管理というのが今現在どのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私どもの文書規程によりますと、現在、整理、保管、保存及び廃棄という順番になっております。

現年度の文書ですね、そして今までの文書でまだ完結ができてない文書、前年度の完結文書につきましては、今現在、各担当課のキャビネットの中で保管をしております。既に完結している文書については、文書保存箱の中に収納いたしまして、庁舎の倉庫並びにもとの水道事務所等の文書管理庫で保存をしております。

文書につきましては、永年、10年、5年、3年、1年の区切りで保存期間周期をきちんと示しましてそれぞれ保存しております。廃棄につきましては、年に1回ないしは2回ということで、廃棄する際の指導につきましては、再度担当課と確認し焼却処分等しております。

なお、先ほど公文書管理法ということで出てきましたけれども、基本的には、非常に大切な歴史的なものについてはきちんと保存しなさいよということでこの法律ができておるわけでございますけれども、私どもが誕生してから10年を迎えます。合併後のさまざまな文書というものは、将来の歴史、また資料に残る部分がございますので、そうしたものをきちんと後世に残すなり、また整理をするようにということで、そうした文書についてはいま一度確認をしてきちんと保存、保管をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今総務部長、御答弁いただいたとおりです。適性な公文書管理の推進をさらに一層図っていただきたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に移ります。

緑の分権改革ということについて少しお聞きします。

総務省のホームページに緑の分権改革ということで、簡単に紹介をさせていただくと、「地域主権社会を確立するためには、行財政制度のみならずエネルギーや食料の供給構造を初めとした個々人の生活や地域の経済等における地域主権を目指すことが求められています。そのため、それぞれの地域資源（豊かな自然環境、再生可能なエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産、志のある資金）を最大活用する仕組みを地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携によりつくり上げ、地域の活性化、きずなの再生を図ることにより、地域から人材、資金が

流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型に転換し、「地域の持久力と創富力、これは富を生み出す力ということですが、を高める地域主権型社会」の構築を実現しようとするものです」というふうに総務省がっております。

この緑の分権改革それ自体というのは、今御紹介したとおりたくさんの方々の角度から成っておりますように自分では思っておりますけれども、その1つ、今回私が着目した点は、再生可能なエネルギーについて学びたいと思ひまして、自治体として自然エネルギーの活用先進的に取り組んでおられる滋賀県の湖南市へ2月8日に視察に行つてまいりました。

この質問は、一度に何かが変わるといふものではありませんけれども、現段階の上において、執行部のこの緑の分権改革についてのお考えをお聞きします。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 若井議員の、緑の分権改革の御質問にお答えをいたします。

緑の分権改革については、若井議員が今言われるように、地方にある人、物、資金などが大都市に流出してしまう中央集権型の社会構造から、地域の持久力と創富力、富を生み出す力を高める地域主権の社会を実現するための改革になります。

詳しくは、地域の人とは、住民、企業、NPOなどになります。物とは、先ほどもおっしゃられました、再生可能エネルギーや森林、自然環境、文化・歴史などで、それらに行政が付加価値をつけ、収益の向上、情報発信などで事業化し、さらにその利益を市民に還元し循環させるシステムをいふものです。

平成24年度においては、この緑の分権改革として、調査事業として実施しているのが全国で27の実施団体があり、県内でも2団体があります。1つは、岐阜県が消費者の嗜好に合った商品価値の高い料理として加工品の開発によるカジカのブランド化を調査しました。もう1つは、美濃市が生産者、行政、大学、いわゆる産官学が協働して特産品のブランド化に向けた付加価値を高める仕組みとしての「仙寿菜（センジュサイ）」という新規野菜の生産組合を立ち上げ、特産品としてブランド化に取り組んでいます。

若井議員は、中でも自然エネルギーの活用をするまちづくりを提唱されていますが、まずこの緑の分権改革は瑞穂市の中にある、あるものを探す、あるもの探しから始める必要がございます。

あるもの探しとは、瑞穂市の中の自然や文化、風習など、地域の資源、ふだん何げなく生活の中での視点の中から、見落としている資源などが活用になります。さらにこれらの事業を担う目や核となる、が生まれやすいような環境を整えること。民間企業を活用しながら、協議会や研究会などを立ち上げ、市民参加を取り入れるような取り組みが必要になります。

以上の視点から考える取り組みについてということになりますので、御理解をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今自然エネルギーの活用ということで私が思ったのは、その真意というか、自分自身に思ったのは、当然、先ほどお話しした、まさに2年前の3・11、また本日3・12というのは東京電力の福島第一原発が水素爆発を起こして、今なお本当に大変な状況になっておることは冒頭お話ししたとおりでございます。

この3・12の大震災に伴ってこの原発というのは世界に類を見ない大きな原子力発電所の事故であったというふうに思います。で、私どもこの我が国のまちづくりに対して、このエネルギー政策というのは、そのことによって大きな政策が転換が余儀なくされたのではないかなというふうに思いました。

湖南省、近かったもんですから行ってきたんですけど、今企画部長がおっしゃることも含めながら、これ3月10日、岐阜新聞には太陽光や風力を地産地消ということで、これが加速しているということで、御存じだと思いますけど、確認をさせていただくと、今お話ししたように東日本大震災後の脱原発の流れを受け、12年以降の各地域の自給率はさらに高まっていると見られる。温泉が多い大分では地熱発電が発達したように、地域の特性を生かした開発が普及の鍵を握る。エネルギー自給率は、家庭や企業などのエネルギー需要と、地域に設備がある再生エネルギーの供給量を比較、これが高いほど火力発電や原発に頼らず自然エネルギーによる自給自足が進んでいるということを示すというふうにあります。

何か瑞穂市であるもの探しというふうにおっしゃいましたけど、私、湖南省へ行ったときに、きっかけとなったのは何かというと、ちょっと詳しく覚えてないんですけど、青森のほうで風力発電を回しておるやつが200何基あって、そのほとんどがどこかの企業のほうへ何か利益が行ってしまうというかで、要するに、風も青森のものやと。もっと言うと、この瑞穂市に注いでおる太陽の光というのは、瑞穂市の財産じゃないかという考え方もあるもの探しかなというふうに思いました。

ですから、先ほど広瀬議員が質問にあったように、公共の建物の屋根貸しも関係してくるかと思えますけれども、そういった部分で先ほどお話しした緑の分権改革というのは多岐にわたるかと思えますけれども、その中でもう1点、くどいですが、当市において将来的な再生可能のエネルギー政策について、その方向性のようなものでも伺えればというふうに思いますけど、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 簡単に言うと、具体的なことというように今解釈をしましたが、例えば今若井議員が言われたように、仮にですが、可能性として、クリーンエネルギーの利活用の場合では、瑞穂市には1級河川が多いので水に恵まれた環境から水力を利用するのの一つで

はないかと思えますし、あすの若園議員の質問の中にもございます木質バイオマスの事業があるということで、この木質バイオマスの木質チップとなる燃料についても、例えば人となるものですが、柿の生産者や米の生産者、また市役所や民間企業でとしますと、柿の生産者では柿の木の剪定の残った選定木とか、米の生産者ではわらとか、そういうものを燃料にして、市役所のほうでその燃料をさらに付加価値をつけるような仕組みというようなものがあると思えます。

市民としましては、またその事業化された事業に出資をして、その出資の還元として、その方には商品券などで配ってというような、地域の循環型の社会が一応可能性としてはあるように考えております。これは木質バイオマスに限ったことではなく、太陽光でも可能だと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、このような考え方をしておりますが、若井議員が何かお考えとかお教えがあったら、また参考にさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 非常に活発的な議会が、これからできるような気がしてなんののです。

勉強不足で、湖南省へ行ったときというのは、本当に福祉の関係とか、また特産物、いろんなことがリンクしておりました。要するに、そういうことを先進しておる行政に行って、中国は行けなかったんですけども、隣の市に行って勉強してくることも非常に勉強かなあと思いました。今企画部長がおっしゃるように、水の活用というのも本当に考えなければいけないのではないかなということも思いましたし、今おっしゃったとおりだと思います。

ただ先ほどの自治会の話に戻るかもしれませんが、総務部長が自治会が自主的にやっていくということであれば、当然、市も自主的に知恵を出して物事を考えていく、その理屈に当てはまるのではないかなということを思いましたので、今森企画部長がおっしゃったように、議員としてどうなんだということでおっしゃれば、しっかり勉強して鋭意頑張っていくかなというふうに思います。

ですから、これは先ほど言った緑の分権改革ということは、一つの何がしがどうこうということはないもんですから、やはり今お話ありましたように、先進しておる他市町のいいことはしっかりまねするといったら変ですけども、勉強しながら我がまちの特徴あるものがつくっていければいいなというふうに思います。

そのようなことも受けまして、最後の質問になりますけれども、市長は今議会の冒頭、所信表明におきまして、瑞穂市は本年5月1日をもって合併10周年を迎えますが、この厳しい時代にあっても市政を預かる者として着実な市営運営に心がけ、夢のある市として瑞穂市が発展を続けられるよう、改めて意を強くしている次第でありますというふうに表明されました。

今回、私が質問した、いつも言われる市民協働参画という観点からの自治会等のまちづくり、また合併10年に係る、多くの方が係っている議論をされて、新市に対しての思いを託されたその内容が、正直言ってなかなか文書的なものでどういったことが話されたのかが見つからなかったというようなことも含めながら、法的な決め事で内容を詰めてきたことが10年たってどんなふうに見直されておられるのかということも含め、さらにこれからの瑞穂市を考えて、この緑の分権改革、再生可能なエネルギーも含めて、市の財産をしっかりと活用していくというようなこともお聞きしたわけでございますけれども、そのようなことも含めて、市長にその夢のある市ということに対して市長のお考えを伺います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 若井議員から、夢のある都市、この10年の総括、そしてこれからということ御質問いただきました。

その前に、若井議員におかれましては、これまでいろんなこと、提案型の御質問をいただいております。防災の関係、若井議員におかれましては防災士の資格もお持ちということですよ。

でございますので、瑞穂市としましては、この件に関しまして相当なあれで、事務方も一生懸命取り組まさせていただいております。このことに対しましても厚くお礼を申し上げたいと思っておりますのでございます。

そんな中におきまして、夢のある都市、やはり私はかねて若いときから、政治や行政には夢がなくてはいけません。その夢を実現するのもやはり政治、行政である、これが私の基本的な心情でございます。ですから私のマニフェストといいますか、リーフレット、ここにも持ってきておりますが、瑞穂市を夢のあるまちへとか、必ず私のマニフェスト、リーフレットには夢のあるまちと、必ず私のあれには入れておるわけでございます。今申し上げました、やはり行政には夢がなくてはいけません、その夢を実現するのも行政である、これが私の基本的な政治に対します心情でございます。

そんな中におきまして、夢を実現させる、夢というのは一つの目標でございます。この目標を実現させるということでございます。私は、議会議員としても過去、町長、また市長としましても、まず私が今申し上げましたこのリーフレット、見ていただきますように、夢のあるまち、やはり夢のある都市というのは、改めて申しますが、基本的な私のキャッチフレーズとしてきております。

そこで、この夢を描くときに、私はやはりこのまちで何をやらなくてはいけぬか、まずこれが1点でございます。そして、このまちに何が欠けているか、そしてこのまちに何を補完しなくてはいけぬか、こういうことをしまして、私としましてはやはりその夢も見えやすい、わかりやすいまちということで、私は具体的にいろいろ自分の思いといいますか夢を具体的にさせていただいております。それを私のマニフェストとして出した。そして、この瑞穂市の第



1次の基本計画に照らしながらまちづくりを推進させていただいておるところでございます。

そのわかりやすいというのも、私のこういうあれを見ていただきましても、便利で快適な、そして安全で安心なまち、これはまさに基盤整備でございます。基盤整備をしっかり整える。それには、具体的にはこれを見ましても安全・安心のものでは、私は岐阜県一明るくて安全なまちづくりを進めさせていただく。防犯灯の無料化も公設公営でやりまして、コンパクトなこの瑞穂市でございますので、こういったことをやる。それには幾らお金がかかる、こういったことも示しながら私は取り上げておるわけでございます。これも議会の皆さんの御理解をいただきまして、本当に着々と整備をさせていただいております。

また何といいましても、一番肝心なことは私のこの夢のある都市のあれ、やはりまちづくりは一番大事なことは人づくりでございます。教育の分野でございます。このことにおきましても、子育て支援を初めとしまして教育の問題、いわゆる一つには、先ほどもいろいろ御議論いただきましたやはり子供たちを国際的、まさにグローバル化の中であります。こういった国際的感覚を持った子供たちを育てるまで市が何にも進めておらんと、そして国際化に向けた教育とかなんとか言っておっても、やはり市自体が国際交流の一つぐらいやらずしてそんなこと言えないわけであります。ですから、私は申し上げておるわけでございます。

そういった関係、また活力のあるあれら経済関係でございますし、ゆとりと豊かさ、これは福祉の関係、文化の関係、歴史の関係、それを具体的に、私は全て具体的に一つずつそれを先ほど申し上げましたマニフェストにしまして、そしてこの進捗状況は、はっきり申し上げまして、毎回議会の、4回定例議会がございます。このときにその進捗状況をきちっと達成したものの、達成中、そしてまだであるもの、二重丸、丸、三角です。これも一目瞭然にわかるように私は皆さんにお示し、これはもう瑞穂市のホームページでも市民の皆さんにお知らせしてある。一番わかりやすく、はっきり私は取り組まさせていただいておる。そこにやはりこういった議会の一般質問で提案があったり、いただいております。

若井議員からいただきました学校、校庭、園庭の芝生化、これもすぐに取り組まさせていただきまして、そしてもう今や西小、そして生津小、そして牛牧の第2、さらには本田第2、そして南保育・教育センター、ことしは南小、中小、そして別府保育所と、こういうふうに進めさせていただいております。こういう形で進めさせていただいておる。これも議会の皆さんの声も聞きながら、今本当に着実にこの10年間ですね、いろいろ進めさせていただいておる。その進捗状況もわかるように御説明させていただいておるといところで御理解をいただきたいと思っております。

それにはまだまだ私が掲げております、また第1次基本計画構想の中にもございますそういったこともまだまだ本当に、それを実現させるのがやはり夢のある都市でございます。それを計画、さらに推進するように、これからも議会の皆さんの御意見、市民の皆さんの御意見を伺い

ながら、市民参画協働のまちづくりということで進めてまいりたい、このように思っておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

その進捗率は御案内のとおり、本当に1期目のことに関しましては、先ほども大きな包括外部監査のこれもはっきり申し上げまして、これも25万以上の中核都市がやることでございまして、5万や10万のまちでは全国で5つぐらいの都市しかやっておりません。それを私のマニフェストに掲げてございました。ですから、ああいった形でさせていただきまして、3年間進めさせていただきました。大方のあれができましたので、ここでひとまず休止をさせていただき、そして市の監査委員の体制をさらに充実させていただいて、そこら辺の監査の関係しっかりと取り組んでいきたい、こういうふうに進めさせていただいておるところでございます。その点も御理解をいただきますよう、今後も格別な議会の皆さんの協力をいただきますようお願い申し上げますながら私の答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今ずうっと執行部の御答弁、また市長の答弁、今までのお話を伺いながら、夢のあるまちということは、市長はこういうふうを描いておられる。

よくよく考えると、端々出てくるのが他市町並みということが出てきます。これはこれで、大分他市町に近づいてきたのであれば、本当に瑞穂市、もっとパワーのあるまちを目指して、この次の段階という大変ですけども、やはり瑞穂市がもっと地域のリーダーとなっていけるような発想も、また力もつけながら、市長の言われる本当の夢のあるまちを目指して取り組んでいく決意でありますので、またいろいろ御質問させていただきますけど、よろしくお願います。以上で質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） 以上で、公明党の若井千尋君の質問は終わりました。

3時15分から再開をいたします。議事の都合によって休憩をとります。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時16分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

民主党瑞穂会、広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 議席ナンバー9番、民主党の瑞穂会、広瀬捨男でございます。

ただいま議長から指名を賜りましたので、通告に基づき、第1点、ダイニングサポート事業について、第2点、小児生活習慣病対策について、第3点、管理不全空き家対策について、3点について質問をさせていただきます。

詳細につきましては、質問席からいたしますのでよろしくお願います。

第1点としまして、ダイニングサポート事業についてお尋ねをいたします。

ダイニングサポート事業は、おおむね65歳以上の高齢者ひとり暮らし、または高齢者夫婦の世帯で、食事をつくれなくてお困りの在宅高齢者の食事の確保と、ボランティア等による弁当の配達とともに安否確認も行われていますが、市の計らいで平成24年4月1日から、元気弁当600円を500円、健康弁当700円を600円、低カロリー弁当500円を400円、その他も1食につき100円が値下げされました。

しかしながら、利用者からは近隣の他市町に比べて高いとの声も聞いております。また、さらにはこのダイニングサポート事業の平成23年度実績及び平成24年度事業見込みについてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、広瀬捨男議員の御質問にお答えします。

23年度の実績と、それから24年度の見込みということでございますけれども、23年度におきましては、月平均ですが44件で、延べで1万3,719回ということです。それから24年度は45人の見込みでございますけれど、延べ1万5,000を見込んでおります。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） そうしますと、100円努力してもらったことでやや増加したと思うんですが、それで昨年質問した際に、来年度を見据えさまざまな形態での配食を推進していきたいという答弁をいただいておりますが、来年度に向けてはどのように計画されているかお尋ねをします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） ダイニングサポート事業は、先ほど議員御説明いただきました瑞穂市が行っている事業でありまして、栄養改善と安否確認のために委託している配食ボランティアによる配食、現在でございますけど、配食サービス事業でございます。

前回、御質問いただいております中で、こういった検討をしたかというお話だと思っておりますけれども、24年4月からは、先ほど御説明のとおり100円値下げさせていただきましたけれども、これ委託料が下がったのではなくて、ボランティア育成費用として配食時に見守りをしていただくボランティアを育成する費用を、100円を市のほうで公費で負担することによって利用者の負担を100円減らすことができたということです。

平成24年度は「広報みずほ」の7月号にダイニングサポートのチラシを全戸配布させていただきました。しかし、全戸配布によりましてふえると私たちも見込んでおりましたけれども、先ほどの結果になってしまっているということが、まだまだ私たちもPR不足であるということも認識しております。

このような中で、来年度はさまざまな形態で配食を推進していくという答弁をさせていただいておりますけれども、現在、さまざまな配食事業者が瑞穂市周辺にも参入していただいております。その中で、市民への情報提供として、瑞穂市の包括支援センターでは市内周辺の配食サービス事業者一覧で12社ございますけれども、その紹介をさせていただいております。

さらに今、ネットを使われる方も多うございまして、ネットから食材配達する方法もございますし、最近ではコンビニによる弁当の無料配達もございまして、業者によっては値段が違えば配達エリアや配達曜日、それから内容も異なってきますので、やはり御自身で御家庭に合った方法を選択していただきたいと考えております。

その中でも、市としましては25年度からダイニングサポート事業の実施要項を策定しまして、栄養のバランス面から推奨できるメニューとして、他市と同様に公費負担を100円から250円に上げさせていただきまして、600円の普通弁当を350円にすることによって、この事業が必要な方に利用していただきたいと考えております。この350円の算出としましては材料費でございまして、やはり材料費は各自己負担していただくのが基本であると考えておりますので、その上での金額の設定でございまして。

今までは、地域支援事業の介護予防事業の中でボランティア育成と位置づけまして、配食サービスに取り組んできておりますが、来年度からですが、配食事業に位置づけて栄養改善の必要な高齢者を支援していきたいと考えております。そのときにも配達業者による配達時の見守りは、今までどおり行っていく予定でございまして。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

といいますのは、他市町が、この前のときにも言いましたんですが、やはり大きい市があるんですけど、この近くでは岐阜市、大垣市なんですけど、例えば大垣市の場合は朝はないもんですから、昼と夕食ということですが、いずれも350円ということだったんですが、岐阜市の場合は昼食は350円だけ夕食は450円とかというふうになっていると、大体の普通食ですけど。

それは普通の、当市と違って普通のといったって、弁当屋さんにしても、今はもう大きいところはみんな栄養士があっけきちっと管理をされておるようですけども、それで先ほど言いましたように、瑞穂市がちょっと高いんじゃないかということで、いろいろ御配慮願って、今部長が言われましたんですが、確かにここでずっと高いときでも、栄養面を考えて、またいい材料だったと思います。ちょっと私も見せてもらったことがあるんですけども、一般の350円で昼配達されるものに比べれば、非常に見たところもいいし、大分違っていたとは思いますが、やっぱりそれは見た目も悪いしということだけど、一般の普通の家庭ならいいけど、年金なんかが少ない人は1食が今までのように高いということで非常に不評だったんですけど、

今度いろいろ配慮されてこんなふうになっていくということは、栄養のあるものを中心に、多少市の経費は出ていく、多くなっておるといっていますが、そういう点では非常に前向きに検討していただいてありがたいなあと思っております。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） このお弁当ですけど、25年度からのお弁当はお正月の三が日以外です。ね。昼と夜、同額でございます。

これについてもですが、4月の広報で本当は詳細をお知らせするのが本意でございますけれど、やはりこの議会の関係がございまして、詳細については5月の広報でまたお知らせをして、ぜひこういったお弁当を利用していただきまして、高齢者の安否確認等も含めた栄養的な面も改善できると思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） そうしますと、関心のある人ですけど、5月の広報で連絡をするということでしょうか。

そうしますと、私ちょっとお願いなんですけど、年配の人が多くて、広報は見ている人もいますけれども、その辺の広報に例えば5月と6月とか7月、3回くらいとか、何かその方法についてもう少し確実にわかるようなあれは、何かいい方法でもないかお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 今現在、とっていらっしゃる方にはもちろんそういった御案内はさせていただきます。

それから、民生委員さん等を通じて、またこういった話も直接携わる方、例えば包括支援センター等にこういった御案内をさせていただきますして、できるだけ多くの方に利用していただくよう、私たちのほうも周知していきたいと考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

そういうことで、連絡いただくということですし、またいろんな広報等もいろいろ、民生委員さんとか、そういう人にもPRしてもらえるとということで、そういう点でよろしく願いいたします。

それでは、第2点に移ります。

小児生活習慣病予防対策についてお尋ねをいたします。

近年、社会の変化に伴い子供たちの健康状態に変化が見られ、生活習慣病の兆候が非常に多く見受けられるようになりました。現在の学齢期の子供たちが抱えている問題として、夜型の

生活習慣の低年齢化、食生活の乱れ、日常的な身体活動の不足、ストレスが多い生活等々が考えられ、子供たちが生涯にわたって健康な生活ができるよう、よりよい生活習慣の確立に向け学校、家庭、地域及び関係機関等々が連携し、子供たちの健康づくりに取り組む必要があるのではないかと考えます。

現在、本市は委託業務として心電図4誘導、解析、ドクターチェックについて、小学校1年生、4年生、中学1年生及び園児、児童・生徒の検尿が実施されて健康管理が行われているわけでございます。

しかし、最近、近隣の市町では小学校4年生、さらには中学校2年生などを対象に血液検査を実施し、小児習慣病予防対策に取り組んでおられる箇所が多くなりました。そのことについて、血液検査も多少は市町によって違ってはおりますが、やはり血液検査するということは、今いろんな面で大事だし、そのときやはり一番いいのは受診率が高いということですね。

一般質問させていただいたいろんな検査は、なかなか目標値を定めても上がらないんですが、小・中学生はやはり親にも感心があり、非常にいいことだから受診率が本当に95から98、市町によって多少違うんですが、そういう点で先ほど言いました小児の生活習慣病が早く見つかって、いい方向に持っていくということで、非常にいい方法だと思いますので、市もぜひ実施していただきたいと思いますが、それについて前向きな回答をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 御質問にあります小・中学校を対象にした血液検査についてでございますけれども、私のほうもちょっと調査させていただきました。

実施しているところは市の中では4市ございました。教育委員会が担当しているとお聞きしておりますけれども、小児生活習慣病の予防に重要なことは、血液検査を実施することも重要かもしれませんが、第1に健全な生活習慣指導があると考えております。その理由としましても、毎日の生活習慣が原因で起こるのが生活習慣病でございますので、子供の場合も生活習慣を見直し、健全な毎日を過ごすことで予防することができると考えております。

特に子供の場合は、親の生活習慣が反映されることが多うございますので、家庭での生活習慣の改善が必要になります。平成23年度に瑞穂市第2次健康増進計画策定を実施するに当たりまして、アンケート調査をしました。その結果でございますけれども、小・中学生において、就寝時間が翌日の朝食に影響を及ぼしているという分析や、それから幼児では夜10時までに寝ていないという子供も多うございまして、また小学校では11時までに就寝している子供、それから朝食をきちんと食べている子供は、毎日排便があるといった分析がなされております。

その中で踏まえて策定した第2次健康増進計画でございますが、生活習慣の土台は乳幼児期であると私たちも考えております。ゼロ歳から始まる生涯を通した適切な習慣の定着を目指しております。

よって、健康意識を高めるための指標として、就寝時間が午後9時を越えない幼児が増加すること、それから就寝時間が夜中を超えない小・中学生が増加することを掲げました。

これらの目標を達成するために、幼児期を対象とした母子保健事業では、規則正しい生活リズムを身につけるための目標として、「早寝・早起き・朝御飯」を掲げ、この目標が市民の目に触れるようにしております。また、乳幼児健診では、就園や就学といった乳幼児期の成長を視野に入れつつ「早寝・早起き・朝御飯」の大切さを伝え、家庭での健全な生活リズムの確立についての丁寧な指導を心がけております。

食事については、離乳食や幼児食、間食についての正しい知識や栄養バランスに関する知識の普及のため、視覚的教材としてフードモデルを利用したり、それから試食を含めた指導を行っております。そして、栄養面だけではなく、個食、1人で食べるということですが、個食を防ぎ家庭で過ごす時間をつくること、心の安心を図ることを指導しております。

以上のように、小児生活習慣病につまましての取り組みは、瑞穂市の第2次健康増進計画に沿った生活習慣改善指導をもとに実施しておりますが、健診が実施される場合にはその結果データを健康増進計画の見直しや評価に用いていきたいと考えております。

それで、先ほど述べました実施されている市町村においてでございますけれども、対象者や検査項目はそれぞればらばらでございました。検査後の指導も、それぞれでありました。

やはり今後、もしか当市としてこういったものを取り入れるに当たっては、やはりもう少しこういう実施するに当たっての目的とか検査項目、それから対象者、検査後の親さんですね、保護者や小・中学校への結果説明や、それから改善指導の体制整備などをどのように進めていくかをよく検討しまして、それから十分検討された上でこういったものを検証していくことが必要であるかと思えます。やはりもう少し他市のそういった結果も少し研究させていただきたいと考えておりますので、今のところはすぐに取り組むのではなくて、まず先ほど述べましたように、生活習慣指導が重要だと考えておりますので、その中のことも考えながら、こういったことについても研究していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 実は、取り組んでいただいておりますのは結構だし、現状、今やってみるのは法律に基づいて全国やっておることだと思うんです。

それで、努力してみえることは認めるんですが、先進地がありますので、ちなみに新聞をちょっと見てみたんですが、24年の8月、去年ですね、24日の地元紙に、子供の体は食事からとか学童に血液検査をということで記事が載っておりましたが、これによりますと、高松市は2002年だから平成14年ですか、からずうっと続けておるわけですね。それでその結果が、先ほど言った受診率も高いし、年度ごとに改善されてくるんですよ、データが、血液検査内容がね。

それでやはり非常に2次検査をする人が少なくなったとか、そういうことですから、血液で見ないとなかなかわかりにくいからこういうことがふえてきたんだと思うんです。

このやっているのは全国的な話です。一部努力してみえるのもあるようですが、やはり本当に幾ら子供、乳幼児の小さいときはまだいいんですが、小学校へ上がるようになると、幼稚園でもですけど、そのぐらいになってくるとなかなか寝よと言ったって寝ないことがありますし、知らず知らずにやっぱりいろんな検査すると障害が出てきておる人が多いわけですね。

その新聞の内容をちょっと読み上げますと、食育の大切さ、先ほど言われた大変なことだけれど、大学の名誉教授北川さんは、子供の血液検査と生活習慣病予防について解説しますと。高松市教育委員会は2002年から全ての小学校で4年生の血液検査を始め、04年から香川県宇田津町も小学校4年生の血液検査を始めた。これら市町村で、中学生も含めて受診した児童・生徒は延べ3万6,000人のうち19.5%が脂質に異常があり、6.7%が肝機能異常、1.3%が血糖値異常という所見が出たわけでございます。少子・高齢化が進む中で、やはり大事な子供ですから、このように多数の子供の血液に異常が見られるという状況は、日本の将来はないという思いで、私は子供の血液検査を努める努力をしていますということもあるんです。

長くなっちゃうであれですけど、確かにやることによって変わってくるんですね。血液、自分に知らず知らずに子供も、あるいは親から見ても、うちの子そうなのかということは、それは大事なことだと思うんです。

それで、香川県の場合は県のほうも本年度予算に1,100万円を計上して、市や町を助成するというようなことも書いてありましたし、これはもう去年の4月やで政党も変わって与党も変わっているんですが、参議院予算委員会で子供の血液検査のことが取り上げられ、議員から全国への予算措置を要望された云々と。厚生労働大臣もともに重要性を認識しているということで、国会の参議院予算委員会でも話があった。党が変わっていますのでいろいろ違うんですけども、いずれにしても内容は一緒だと思うんです、体質が変わるわけじゃないんで。

そういう点では、やはり将来の医療費に比べるとこの費用はわずかなこと。確かに今、部長が言われましたように項目がばらついておるところがありますので、それはいろいろ言っておると、ちょっと調べてみたんですけども、長くなるんですけど、やっぱり最大公約数がいい。価格も大分下がるんです。そういう点では、上手にやればこの今の価格でやれるようなことも大分あるんです。ここの腎臓の、尿の検査は100万以下ですけども、全市やってみえても。しかし、ほかのほうのことは、割と高いのもあります、心電図なんか。それはほとんどのところがやっていることですけど、私は考え方なんですけど、やはり血液検査で医学が進んできておるんですね。

ほとんどのいろんなものでわかるということですから、今部長が言われたように、確かにきちっと校医とかいろんなそういうところ、先進地をずっと調べてもらって、具体的にこういう



ものということが出ておりますので、そういう点はよく、それは福祉部というか健康推進課の検討されることですが、そういう点では具体的にやられるのはやっぱり教育長のほうだと思いますので、教育長のほうからあってそちらへ聞こうと思ったら反対になっているんですけど、教育長、前向きな回答をぜひお願いします。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） それでは、お答えさせていただきます。

御質問いただきました心電図とか尿検査等のそういった検査については、学校保健安全法の13条にのっとって、同法施行規則の第5条、第6条で時期とか検査の項目について定められた、そういう検査を行っております。

これは心電図とか尿だけではなくて、結核の有無とか歯科健診、視力、聴力と、毎年毎年しかるべき時期に法に従って行っているものでございますが、御指摘の生活習慣病ということにかかわっては、小学校、中学校では、保健体育とか家庭科の授業で指導をしております。

しかし、内科健診ではそういった内容については取り扱っていないというのが、現行法の中では指定された項目は行っておるんですが、議員が紹介してくださったように他市町の先進的な取り組みということで、その血液検査について実施がふえているということでございますが、私どもとしては、毎年行っている校医健診のほかに標準体重が30%を超えるようなお子様には、小児生活習慣病の可能性ということがあって、医療機関で相談するよう保護者に依頼をしているということで、保護者の方が病院のほうに連れて行っていただければ、そういった動きもできるわけですが、御指摘のように受診率の問題という点で、お願いはするけれども行っていたかどうかという追跡ができておりませんので、近隣の市町で生活習慣病の早期発見のために保護者の同意を得て、そして小学校、中学校で血液検査を行っているということで、先ほど福祉部長も言ってくださいましたけれども、この近隣の市ですね、かなりやっておっていただいております。接種者も校医さんであったり、それから看護師であったり、その方法もまちまちですし、対象も小学校4年生と中学校1年という義務教育の間に2回という市もあれば、多いところでは3回、また少ないところは1回と、いろいろまだまだまちまちなところがございます。

瑞穂市といたしましても、今後血液検査の実施について、子供たちの健康の情報をより正確に把握するという一つの方法として有効であると思っておりますので、医師会等とよく協議して進めていくというか、検討していきたいと思っております。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） もっと前向きな回答がいただきたかったですけど、確かにまだ本当に積極的じゃないと思うんです。

指導を肥えている人だけ、肥えている人は全部30%かな。それはとにかく毎年やっておるところもありますし、血液検査を。その人はやはり危険率が高いし、指導だけでやってくださいというのは、余りにもちょっと冷たいんだと私は思います。

各市町が考えて、きょう香川県の話はしたんですが、急速にふえてきておるんですね。岐阜市だってもっと前から、ずうっと前から1回ですけどやっておりますし、ちなみに調べてみえるけど、近くでは本巣市、各務原市も2回ずつ小・中のうちに、小学校と中学で2回ずつやっておりますし、非常に進んでおる。考え方の進んだという言い方が悪いんですけども、確かに教育長が言われる、そうやって私が言ったように、そういう許可を得ても95%以上の市町ばかりなんです、そういうことを思うとやはり子供さん少ないんだから、親にしてみればやはり血液検査が一番いいんだという実績が物語っておると思うんです。

そういう点では、もう少し前向きにこうしてやろうというような考え方はないでしょうか。ちょっと再度お願いします。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 先ほど、大変前向きに発言をしたつもりでおったんですが、やはり学校で行うことによって受診率が高くなるというか、お願いをして行っていただくかどうかという追跡もできないような状況じゃなくて、学校でやることは大変意味があるということもお答えをいたしましたし、子供の健康を守るためにそういった健康の情報はできるだけいろんな手法をもって対応していくのが必要だと思いますので、今年度、今の段階で予算も何も持っておりませんし、医師会のほうとか、山県市さんなんかは医師会のほうの健康管理クリニックのほうで看護師さんをとというような動きもされている。その方法ですね。

これについては、以前ですね、別な話になりますが、学校における鶏とかウサギの獣医さんの健診をお願いしたときに、簡単にそういった方がお願いできるわけではなくて、県の獣医師会のほうにお願いをして、そちらから派遣をしていただくという手続もあったものですから、そこら辺医師会とよく相談をしていきたいということでございます。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 立場が違うもんですから、私は前向きやないと思うけど、教育長にしてみれば前向きだと言われるもんで、いずれにしてもやっぱり子供は大事ですので、早急にいろんなことを考えて、私の考えで言っておるわけじゃないで、そういう専門の人が言っているんですから、そういう点も含めまして、教育長にぜひことし、当初じゃなくたって、途中で調べてもらって、予算途中で組んでもらえばいいんです、できるだけ実施に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますし、こちらの福祉部長については、本当にそういうことを福祉部長のほうから、やはり教育委員会としても、ちょっと聞いてみたんだけど、福祉の健康推進課長が

やっぱりこれはやるべきだということになれば、教育長もやるよという実の話なんです。

やっぱりそういうこと、一番大事なのは子供を大切にすることですから、やはり予防ということは介護でも何でも大事なことです。早いうちに見つけて手当てをすると、これ当たり前のことなんです。地方自治法の最少の経費で最大の効果と、一番地方自治法にも書いてあるくらいのことですから、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、3点目に移らせていただきます。

管理不全空き家の対策について、お尋ねをいたします。

全国の空き家が、ネットなんかで見ますと全国で757万戸、全住宅の比率が13.1%くらい空き家があるようでございます。そうしますと、やはり社会的にも問題視されているのは、持ち主がいても転居などで不在だったり、最近、親の家を相続しても、やはり近くまで行ってマンションに住んで、親の家はそのままにしてあるとか、たまに草刈りに来るくらいという家もあるし、瑞穂市でもそういう家がちょっちょつとありますし、そういう点でこうした物件がそのまま放置されますと、やはり周辺に悪影響を与えますし放火の危険も高まる、いろんなことで、例えば猫がすみつくとかなかなか大変、周辺の人は大変苦労してみえますし、現に私の家も困る困ると言ってみえる方がございますし、その点ではそういう空き家対策条例というものは制定されている市町が大分あるんですが、やはりいろんな条例をつくって、持ち主に対して是正勧告したり、場合によっては強制的に撤去するなど、やはりそういうものをつくっていくと行政もやりやすいと思うんです。

特に少子・高齢化に伴い世帯数も減少していくため、空き家はますます増加してくると思えますし、事実ふえておるようでございます。いかがお考えか、お尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 議員がお調べになられました全国の空き家は、平成20年度で757万戸、全住宅に対する比率は13.1%という数字が多分出ておると思います。これは平成20年の住宅土地統計の結果ではないかと思っております。

この調査は、各市町の抽出調査からの推計値の結果でございます。瑞穂市は空き家総数が3,110戸と、戸建てが720戸、アパートが2,390戸と発表されています。

その際のおおむねの瑞穂市の棟数は1万3,370ですので、それをパーセンテージにしますと23.2%と非常に高い率になるわけですが、これはどうも数字のあやのような気がいたしまして、実を言いますと、瑞穂市の場合は大都市に近くて土地等の利活用ができるまちでありますし、特にアパートの供給のほうが多いという特性がございますので、この空き家といいましても過疎地の空き家と近隣地域の空き家と、私どものようにどんどん人口がふえて、新しいアパートが供給される場所では数字が出てきてもいろんな内容が違ってしまうように感じます。

そのような数字からということで、それにつきましてはさしておきまして、議員の今の御質問

の御指摘の所有者のわからない長期間管理されていない倒壊や防犯、防災面で社会的問題になる空き家でございますけれども、これにつきましては昨年、清水議員が質問されております。よって私どもも、12月の自治会長会議で外観とか近所の聞き取りで結構ですので、わかる範囲内でそうした家屋の調査をお願いしますということでお願いしました。

その結果、ちょっと調査の仕方が十分でなかったかもわかりませんが、所有者が本当にわからずに放置された家屋というのはほとんどないのではないかなとは思っておりますが、自治会長さんは詳しくは調べられませんので、そうした調査に対しては一応12件が所有者のわからない放置された空き家というふうに報告をされました。

所有者がわかっておって、良好な管理がされているかされていないかは別にして、そういうところは調査を求めませんでしたけれども、一部の自治会から20件ほどのそうした空き家が、報告がありました。ですので、そうした空き家になっておって十分管理されていないところというと、もっともっと件数はあろうかなというのが現実でございます。

この結果を4月の自治会長会議で報告させていただいて、こうした空き家にされる場合には、定期的に自分の家屋を訪問し建物を良好に管理していただくこと、そして空き家の利活用を考えていただくこと、万一の場合に備えて連絡先を近隣でわかるようにしておいていただくことなど、地域の中でお互いに確認し合い、地域ぐるみで安心して安全なまちづくりを進めていただくように私のほうは周知をしたいと思っております。

それ以後につきましては、都市整備部のほうで答弁をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 広瀬捨男議員の御質問にお答えいたします。

今、総務部長が申し上げましたとおり、まず最初に現状把握をしないことには始まらないことから、自治会の協力を得まして調査を実施いたしました。この結果を踏まえまして、所在地を再度確認し図示化、家の所有者等の特定、目視による建物の外観チェック、家屋台帳等からの建築年数調査等を行い、空き家の対策の判断基準となる台帳を整備し、聞き取り等により原因分析を行っていきたいと思っております。

その後は、議員が言われる対策になるわけですが、空き家問題は、都市部、地方部を問わない問題であることから、先進的な空き家対策、利活用及び除去の取り組み事例を参考に、瑞穂市の実情に応じた実効性のある空き家対策の基準づくり、今のところ総務部長が申しましたとおり、物的被害を引き起こす危険性のある建物はないと聞いておりますが、空き家対策の基準づくりを順を追って検討していかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、先ほど総務部長がもう上げたとおり、一番肝心なことは、これ以上新たな空き家をつ

くらないことで、空き家の発生を抑制することであり、独居老人世帯等空き家予備軍へ、福祉関係者と協力し将来も適性管理が行えるよう促していきたいと考えておりますので、議員の皆さんも御協力のほどよろしく願いいたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 実態が、確かにこれ新聞に載った、中日新聞の去年の 8 月 26 日のデータで私も話したんで、インターネットを見ますと、やはり条例をつくっておるところはきちっとして、罰則、代執行まで、いわゆる勧告、そして命令、公表、罰則、代執行で、市のほうがわかって命令しても壊さないは壊す、執行するということなんですけれども、それはやはり 24 年 7 月 1 日現在で、北海道から東京もずっとあるんですけど、それで 73 市町ですけど、確かにまだ少ないんですけど、実態は両部長からも聞いたんですが、実際、私の住んでいる中町でも分譲住宅があります。そうすると、この比率よりずっと高いんです。昭和 45、46 年に建った借家でリフォームはしてあるんだけど、そこは狭いでとって家主が出ていってある。例えば大きい屋敷の人がどこかへ出ていった。そこへ、そのころやと分譲で 9 軒とか 6 軒建っている。そこも古くなってリフォームしても、子供も住まないもんでそのままになっているところが固まってあるんです。6 軒とか 9 軒、5 軒と、そういうところもあるんです。

それで、瑞穂市に家主さんが見える場合はいいんですけども、そういう密集したところはまだいいんですけど、やはり分譲というところ、特にもう壊せば、例えばまた雑種地で高くなる、そのぐらいならやっぱりほかっておこうかということなんですよね。ほかっておけば、そのころのあれだで、もうただみたいなもんですね。それが壊して雑種地にすれば税金が高くなるということではほかっておく。それで、そこへ猫が来るわ、犬はそんなにあれですけど、変なのがすみついたり、来たり、もう本当に実情、ちょっと部分的にそういうところが大分あると思いますので、この率についてはこれネットも見してみたんだけど、新聞のやつが割ときれいにわかりやすく何か書いてあったんで、24 年の 8 月 26 日ですか、それに出たくらいですし、いずれにしても刻々と進んでおりますので、調査自体は 20 年ですから、先ほど言われたように。

そういう点では変わってきておりますので、今調査していただいております。そういう点では、また今後できるだけ早くそういうことをつかんでいただいて、いろんな法律的に、ここは岐阜市に条例もありますし、消防の関係で、そういうものもあるし建築基準法にもいろいろありますので、そういう点も含めて、すぐつくらなくてもそういう条例でもひっかかるし、それに実施するにはやはり担当市の条例というのが非常に強いと思いますので、まずそれは実態を把握していただいて、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それで、ちなみにそんなような空き家対策で、苦情が来て最近こういうことをやったというようなことがございましたら、よろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） その後の年度末のまだ調査的には調べておりませんが、先ほど言われておった空閑地の草刈りとか、その空き家によつての苦情件数というのが、前の清水議員からの結果からは聞いておりませんが、去年の9月現在では、草刈り等の依頼件数は55件、うち空き家に関するものは6件、うち3件は処理が済んだということであります。

去年の23年度の空閑地管理依頼件数では56件、うち空き家が7件ということで、2件は家のほう自体が解体済みというふうに聞いております。あとちょっとまだとつておりませんので、済みません。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

いろいろ前向きに取り組んでいただきたいと思います。といいますのは、実態調査してもらえということですから、そういう点で、事実だんだん進みつつあると私は思いますので、なかなか私たちが役場へ行ってこればと言ってもなかなか動きも悪いというようなことも聞いておりますので、そういう点ではよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（藤橋礼治君） 以上で、民主党瑞穂会、広瀬捨男君の質問は終わりました。

これで会派代表質問を終わります。

#### 散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会 午後4時07分